



発行年 2010年3月
独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【別冊④】 地域生活支援センター編

【別冊④】

地域生活支援センター編

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書

はじめに

「のぞみの園」は、平成20年度から、罪を犯した知的障害者の地域生活への定着に向けた支援に取り組んでいます。

平成21年度からは、国において「地域生活定着支援センター」事業が実施され、矯正施設を退所した知的障害者等について福祉制度につなげるための関係機関との連絡調整等を行う「地域生活定着支援センター」が既に11の県で設置されていますが、矯正施設退所者を福祉施設で受け入れた場合の地域移行に向けた効果的な支援方法などは未整理であり、支援の現場では試行錯誤で取り組まざるを得ない状況にあります。

このため、「のぞみの園」は、平成21年度の厚生労働省の「障害者保健福祉推進事業」の補助金を受けて、福祉施設等において先駆的に取り組んだ事例を収集・分析し、矯正施設から福祉施設への受け入れ、福祉施設における地域移行に向けた支援、さらに地域に移行後の定着支援までを一連の流れとして捉えた支援プログラムを開発しました。

この支援プログラム開発にあたっては、次の2点を前提としました。

第一に、この研究の目的は、「矯正施設を退所した知的障害者が福祉の支援を受けることにより地域で自立した生活を営むこと」を目指すものであり、再犯の防止を直接の目的とするものではないことです。自立した生活が実現できれば、再犯防止につながりますが、それはあくまでも副次的な効果という位置づけです。

第二に、再犯の防止を直接の目的とするものではないが、福祉施設等における支援目標の設定と個別支援計画の作成にあたっては、丁寧なアセスメントの実施により犯罪行為に至った要因をできる限り把握した上で、その要因の軽減・除去に向けて、犯罪行為を誘発しないような環境調整、さらには、本人の問題解決に対するゆがみ（「認知」のゆがみ）を修正するための教育・訓練などに関する事項を組み込む必要があるということです。ただし、衝動的な犯罪、重大な暴力犯罪、薬物中毒などの事例は、福祉の現場では限界があり、治療教育の専門家に委ねる必要があります。

これらの前提の下、支援プログラムの開発に取り組みましたが、福祉の現場で支援に携わる人たちになじみがあつて、利用しやすいように、障害者ケアマネジメントの手法を活用しました。

具体的に、開発した支援プログラムの概要を時系列で説明しますと、次のようになります。

◇まず、矯正施設、保護観察所、福祉事務所等からの聞き取り、本人との面接、本人の行動観察などによるアセスメントを実施しますが、その中で生育歴、犯罪に至った経緯と要因などをできる限り把握する。（アセスメント表の作成）

◇次に、アセスメント表に基づき、本人の認知のゆがみの修正、また、犯罪行為を誘発しない環境の調整に寄与すると考えられる支援目標（例えば、本人の再犯予防の意識の向上、安心できる生活の場の確保、信頼できる人間関係づくりなど）を三つないし五つ程度設定する。（把握された犯罪に至った要因に対応する支援目標を設定するためのチェックシートの作成）

◇次に、支援目標達成のための具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画を作成する。(個別支援計画表の作成)

この支援プログラム開発に関する研究報告書は、福祉施設等における矯正施設退所者の受け入れマニュアルや、支援プログラムに基づくアセスメント表、チェックシート及び個別支援計画表の作成の事例集なども含めたため300ページに及んでいます。

この支援プログラムが実際に利用される施設・事業所としては、障害者福祉施設、救護施設、グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター（障害者就業・生活支援センター）、更生保護施設などが想定されますが、これらの施設・事業所では、受け入れのための準備や手続き、支援の方法、連絡調整や連携協力の相手方などが自ずと異なると考えられます。そこで、これらの施設・事業所において支援プログラムを活用しやすいように、施設・事業所の別に5種類の普及版報告書を作成し、関係方面に配布することとしました。

この普及版報告書が第一線で支援に取り組む皆様に活用され、全国の福祉施設等において矯正施設退所者の受け入れと地域移行、地域定着に向けた支援の取り組みが進展することを大いに期待しています。

平成22年3月

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長 遠 藤 浩

目次 CONTENTS

はじめに

I 受け入れマニュアル	5
II 支援プログラム	31
III 事例集	79
IV 資料	93
V 研究検討委員会委員名簿	109
VI 参考文献	113



受け入れマニュアル

資料

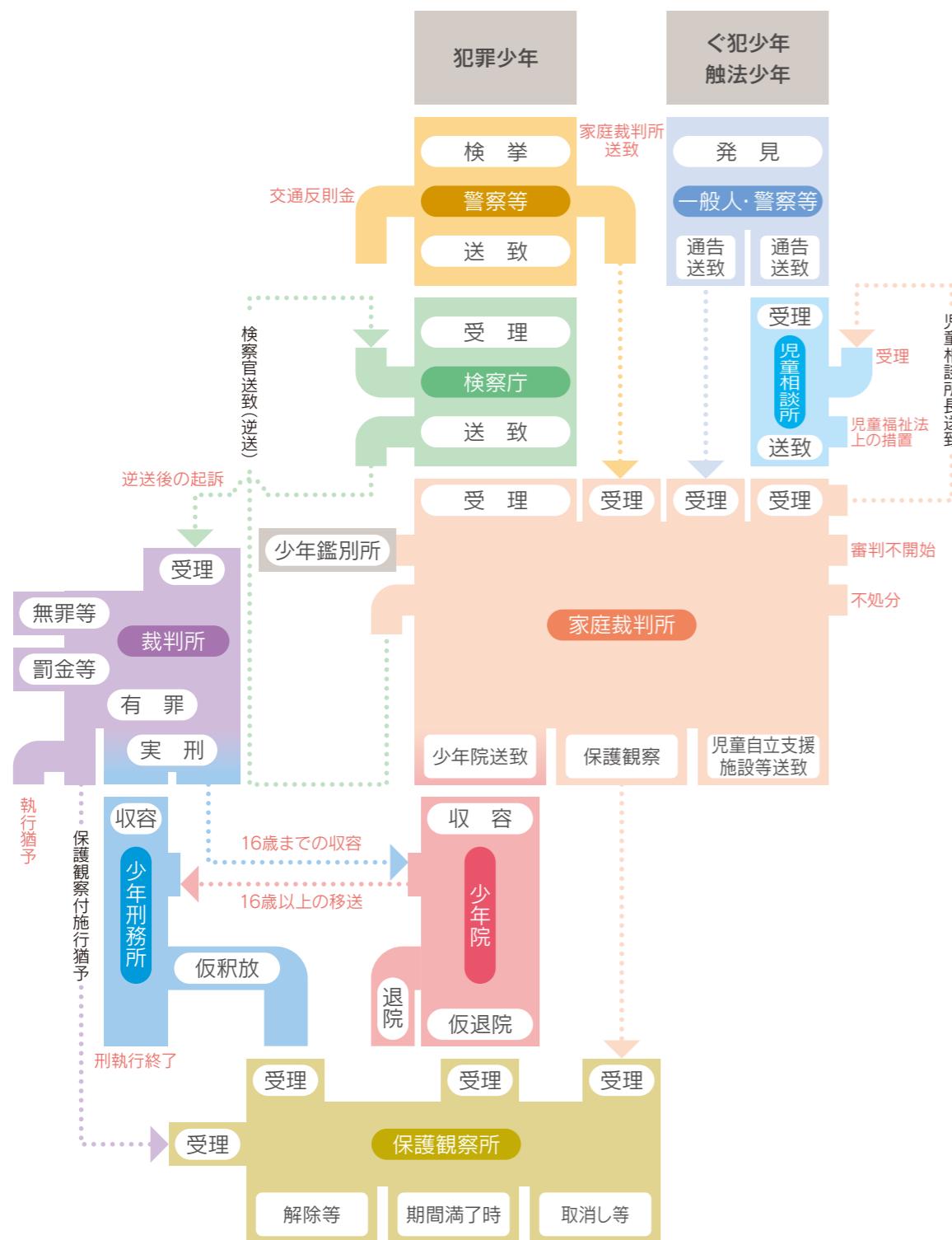
- ① 刑事司法の手続きの流れ 6
- ② 矯正施設入所者と更正保護 12
- ③ 地域生活定着支援センターの事業の概要 ... 16

受け入れマニュアル

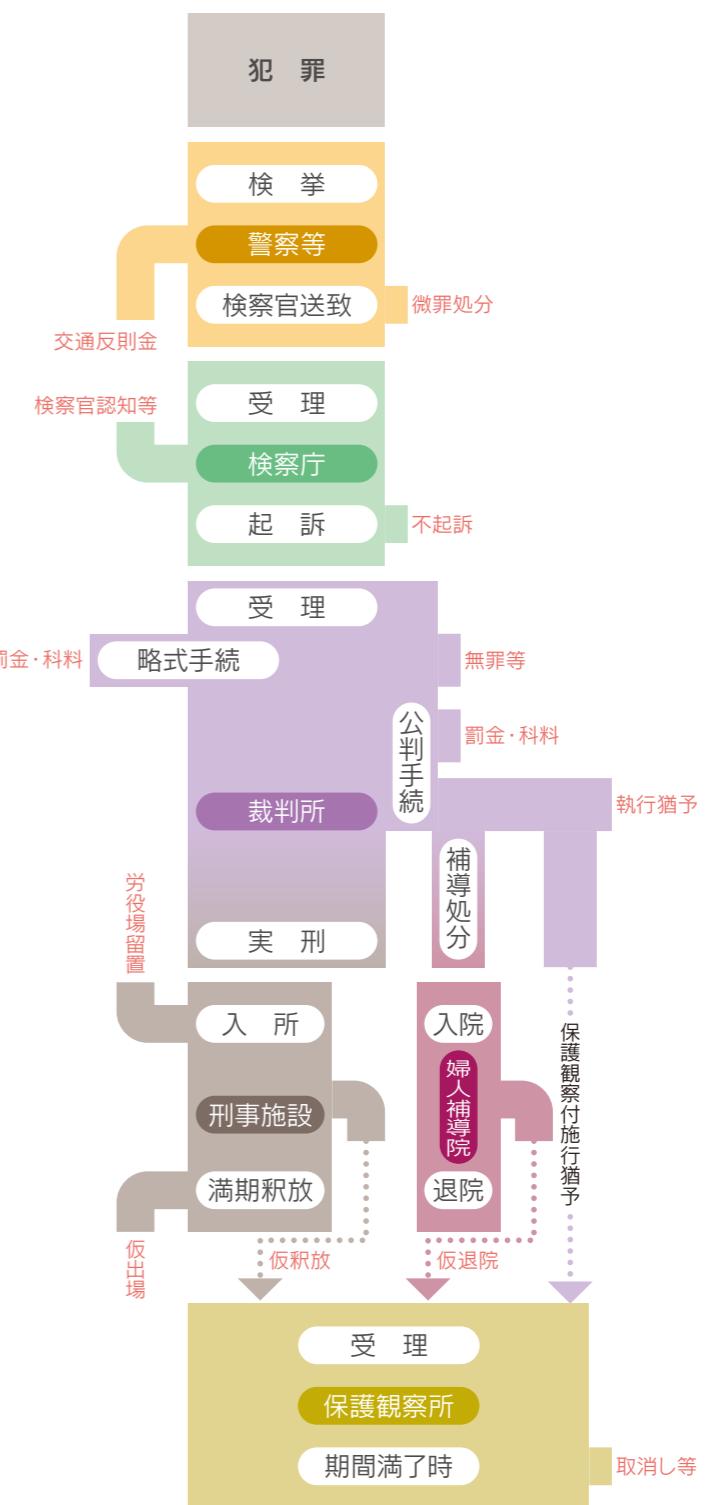
- ① 各種施設からの紹介 20
- ② 面接 22
- ③ 支援・受け入れの検討 24
- ④ 支援受け入れ準備 25
- ⑤ 合同支援会議 27
- ⑥ 支援開始 29

① 刑事司法の手続きの流れ

■非行少年に対する手続きの流れ



■刑事司法における犯罪者(成人)に対する手続きの流れ



仮釈放等

仮釈放等の種類

- 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設等に収容されている者に対する仮釈放
- 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は労役場に留置されている者に対する仮出場
- 保護処分の執行のため少年院に収容されている者に対する少年院からの仮退院
- 補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者に対する婦人補導院からの仮退院

仮釈放や少年院からの仮退院などを許すかどうかは、全国に8つある地方更生保護委員会が判断します。その許可の基準等は次のとおりとされています。

● 仮釈放

地方更生保護委員会は、懲役又は禁錮の刑に処せられた者に改悛の情があるときは、有期刑についてはその期限1/3を、無期刑については10年を経過した後、決定をもって、仮釈放を許す処分をすることができます（刑法第28条、更生保護法第39条第1項）。

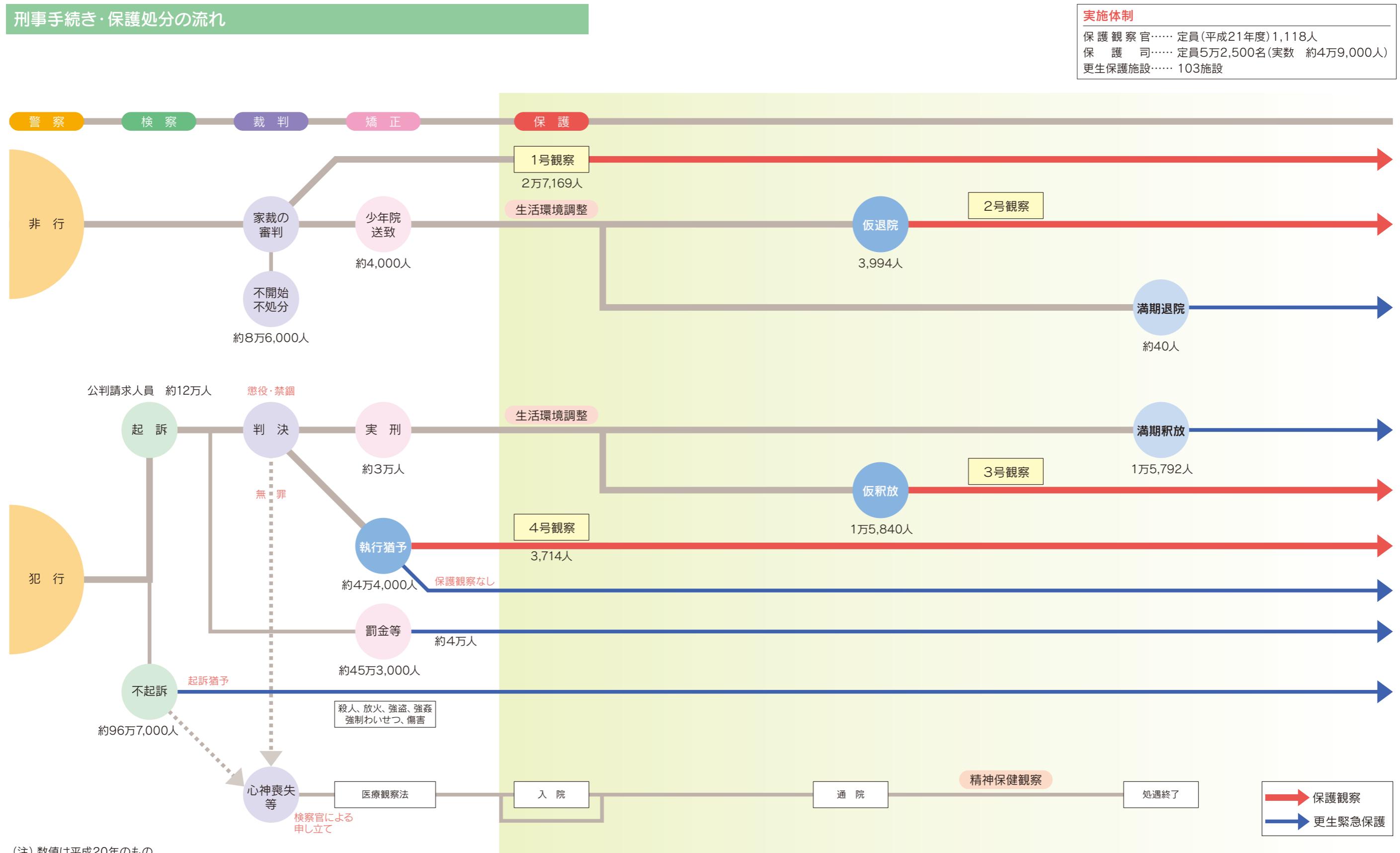
「改悛の情があるとき」を具体化した仮釈放許可の基準として、「仮釈放を許す処分は、（中略）悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りではない」と法務省令で規定されています。

● 少年院からの仮退院

地方更生保護委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、次の場合、決定をもって、仮退院を許します。

- ▶ 処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき。
- ▶ 処遇の最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護観察も付することが改善更生のために特に必要であると認めるとき。



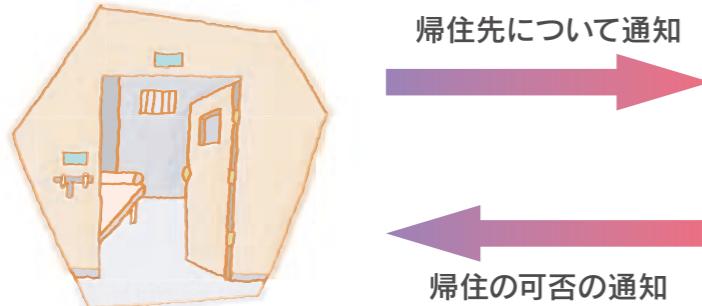


② 矯正施設入所者と更生保護

■ 矯正施設入所者の帰住先の調整（生活環境の調整）

矯正施設
刑務所 少年院

保護観察所
生活環境の調整
引受人・帰住先



生活環境の調整

生活環境の調整は、刑務所や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調査・調整し、仮釈放等の審理等の資料等とともに円滑な社会復帰を目指すものです。

矯正施設に収容

保護観察所の保護観察官・保護司による生活環境の調整開始

家族や引受人との話し合いによる被収容者の家庭、近隣、交友関係、被害弁償、釈放後の生計の見込みなどの調査・調整

被収容者本人との話し合いによる、現在の状況や将来の希望等の調査・調整

保護観察所長の意見を付し地方更生保護委員会・矯正施設に通知

地方委員会における
仮釈放等審理などへの活用

矯正施設における処遇などへの活用

仮釈放による保護観察への活用



親族等から帰住を忌避されている場合、本人が適当な帰住先を申し出しができない場合などで退所後の帰住先がない者（帰住先の調整ができない者）であって福祉サービス等を受けることが認められるときは、地域生活定着支援センターと連携して調整を行います。

保護観察

保護観察の目的・種類

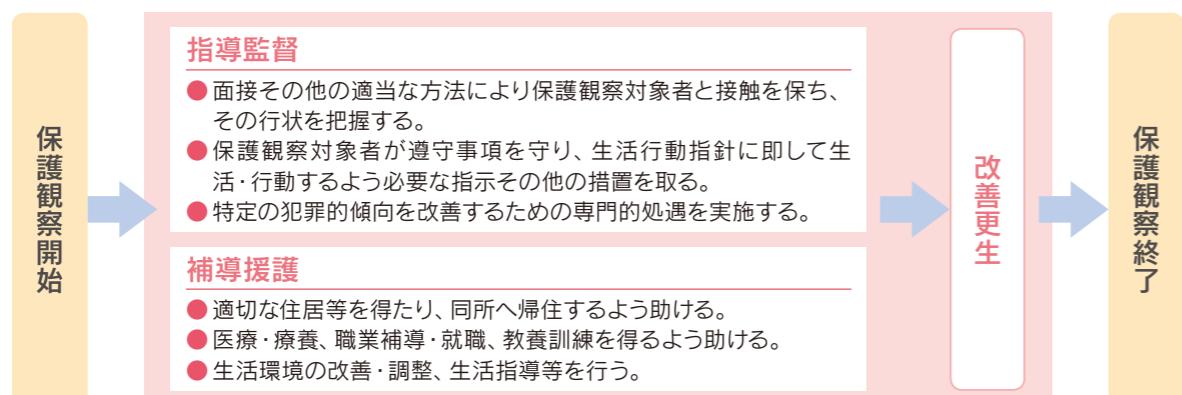
保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として改善更生するよう、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人人がその対象となります。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院から仮退院を許された人	補導処分の残期間

1号観察には処遇方法等により、一般的保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続き等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種別	対象	期間	措置の内容
応急の救護	保護観察中の人が、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ▶食事又は食費の給与 ▶医療及び療養の援助 ▶帰住の援助 ▶金品の給貸与 ▶宿泊する居室及び必要な設備の提供 ▶就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、又は、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

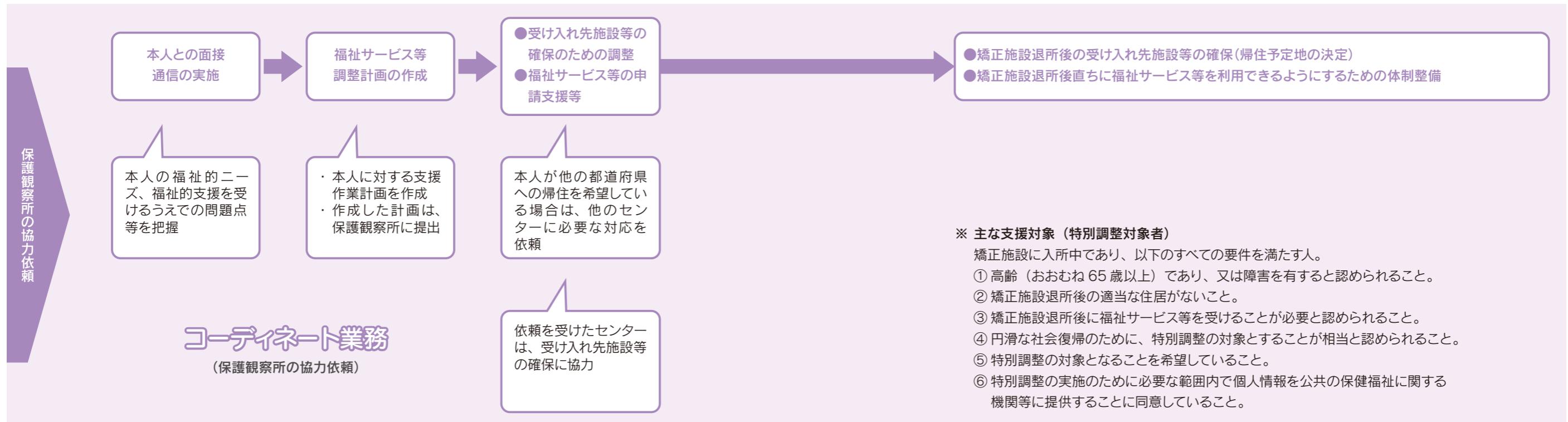
※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。



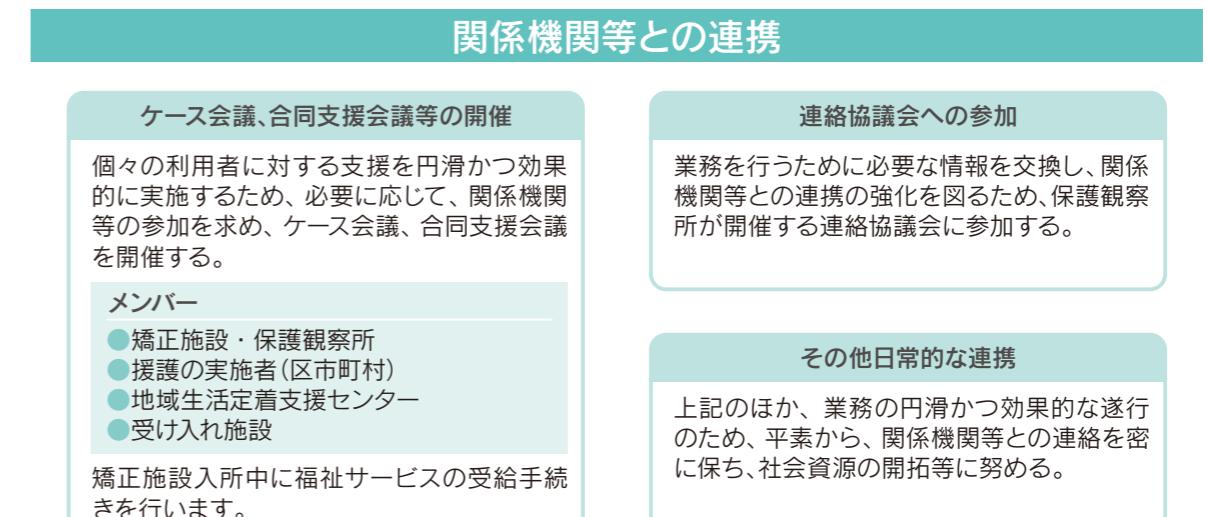
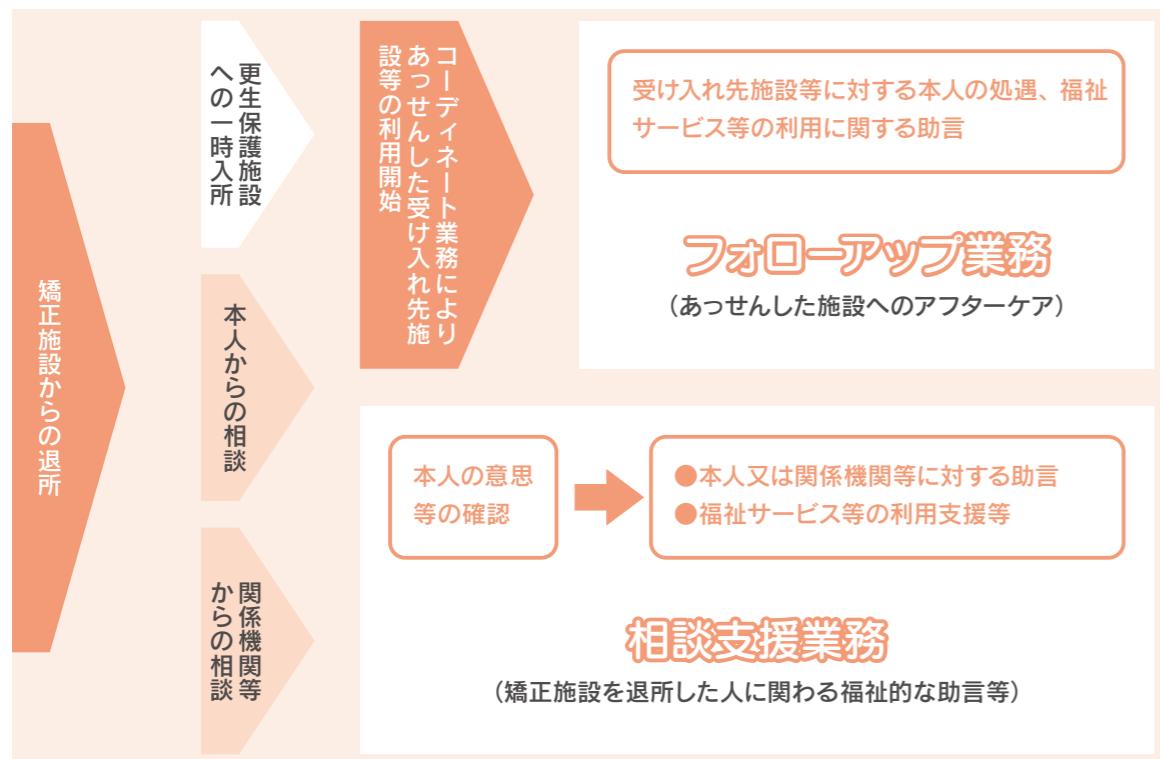
I 資料

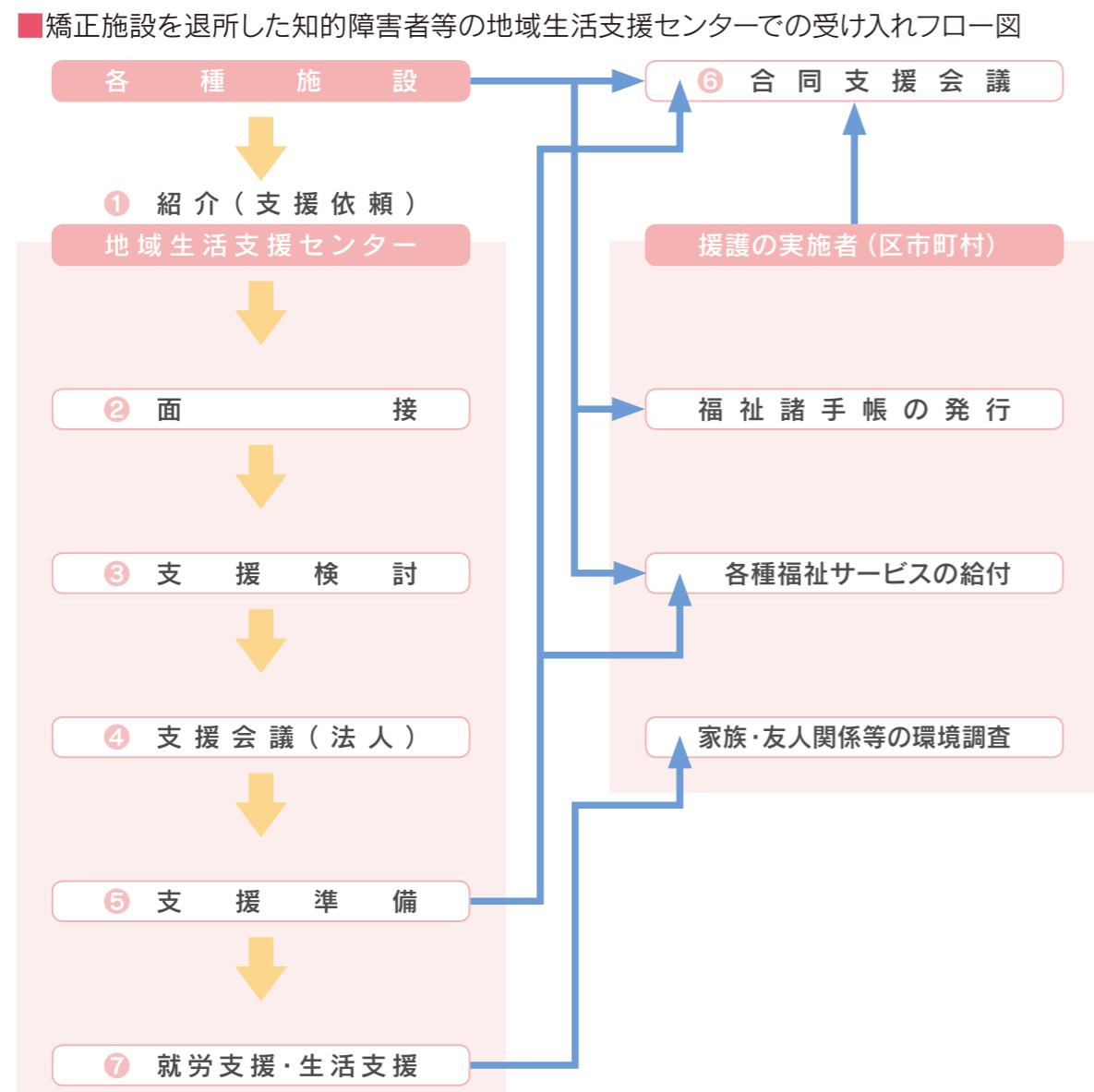
③ 地域生活定着支援センターの事業の概要

■ 矯正施設に入所中の人に対する支援



■ 矯正施設を退所した人に関わる支援





① 各種施設からの紹介

本人の地域生活での自立を目的とした個別支援計画の作成には、現に生活している各施設（矯正施設・障害福祉施設・救護施設）の他に更生保護官署・地域生活定着支援センターからの情報により積極的な共有が必要です。

受け入れの要請があった場合には、できる限り情報の提供を求めて下さい。

特に、本人が犯罪に至った要因、本人の生育歴、矯正施設内での再犯防止のために取り組んだ状況などの情報が必要です。

⑧ 福祉サービスを利用することについての本人の同意の有無

⑨ 福祉とつなげることの必要性

⑩ 本人の心のよりどころとなっている者の存在
家族以外で良くも悪くもキーパーソンになる人

⑪ 社会人としての更生意欲

⑫ 就労意欲／就労特性（受刑中の様子から）

⑬ 所持金／所持品

受け入れ候補者について必要な個人情報

① 氏名、男女別、生年月日、年齢

② 本籍地、矯正施設前の住所地、矯正施設名、現入所施設

③ 本件犯罪（非行）内容と、それに至った要因

④ 期間満了日（仮釈放の場合の年月日）

⑤ 家庭環境

両親／家族、詳細な親子関係／経済状況

身元引受人

※親族又は本人が拒否している理由

⑥ 生育歴

幼児時期から主な経験

福祉関係の教育・医療・福祉サービスの受給経歴

養護学校、精神病院、福祉施設の利用経験

職歴（就労経験・賃金）

障害者手帳（身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳）

年金等（生活保護、障害基礎年金等）

⑦ 心身状態

IQ、検査方法、検査日

病歴

服薬状況

カウンセリングの必要性

ここがポイント

① アセスメント表の作成

必要な情報はまとめて整理しておくことが、後の受け入れ決定の際、重要な資料となります。

② 本人面会の機会の確保

面会により、人柄を確認することができるため、極めて有効な情報収集の機会となります。

※相談支援事業所としては、何より本人との信頼関係の構築が重要かと思われます。各施設に相談支援専門員を派遣し、各施設から地域に相談の軸を移行させながら進めないと地域移行後に本人との接点が切れてしまう可能性があります。まずは、本人に安心してもらえる関係性の引継ぎを！

③ 罪名に惑わされない！！

罪名だけ聞くと「とても我々には？」と思いがちですが、犯罪への要因と考えられる状況を調べると、本人だけの問題ではなく、環境さえ整えれば改善されることが多いようです。まずはきちんとアセスメントしてみましょう。受け入れ可否の決定はその後で十分です。

④ 各施設を利用している段階から、チームが編成され、個別支援計画を活用した段階的な支援ができれば、特に地域生活センターの受け入れ時の困難さは解消されます。

チーム支援は退所する前段階から行える形を取れれば、1つのプロセスで支援が展開でき、本人も安心できると考えられます。

受け入れマニュアル

1

② 面接

本人の障害程度や人物像については、紙面上の情報だけでなく、本人と直接会って、確認する必要があります。面接により、紙面上で足りなかつた情報を得ることができます。さらに、地域での福祉サービスの説明や本人が利用することについての意思の確認も可能となります。

できれば、段階に応じて複数回実施すると、より効果的です。

第1段階 本人の確認、情報収集、関係性の構築、福祉サービス等の情報提供

第2段階 本人の将来についての希望、地域生活支援センターが考えている本人への福祉サービス計画の説明、本人の福祉サービスを利用することへの意思確認

「準備」

日程調整の依頼（施設）

面会の日程調整と面会時の立ち会いの依頼

※どんな質問をすれば良いかはⅣ.資料-3を参照下さい。

「面会」→受容と共感

①本人や刑務官・CSW（社会福祉士）からの聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測る意味からも重要です。

●本人からの聞き取り事項

▶矯正施設内の暮らしぶり

▶本人の周辺状況について

▶出身地・生育歴・家族関係・職歴等

▶普段から楽しみにしていること、矯正施設の退所後に楽しみにしていること、嗜好品、ストレスの発散方法

●刑務官・CSWからの聞き取り事項

▶矯正施設内の状況（作業態度・生活態度等）

▶退所後の考え方について

②福祉サービスの紹介

年金制度・福祉制度の説明

③福祉施設利用の紹介

●福祉サービス内容の説明

●福祉サービス利用の意思確認

「刑務所担当者からの情報提供」

社会福祉士・精神保健福祉士から受け入れ施設の実態に即して、入所利用可能かの客観的な判断や、入所利用にあたって、専門的視点から助言や情報提供を受ける。

ここがポイント

①面接の多くは個室で行われます。

- 質問と記録者で複数で行うことが望ましいです。
- 携帯電話については、面会・面接室に持ち込めません。

②聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測ることから有効です。

③地域生活支援センター利用の意思確認

- 障害が故に、言葉や文章等ではなかなかイメージできない場合が多いようです。
- 写真やパンフレット等は、本人に渡すことはできませんが、その場で説明するうえで視覚から入るために有効です。
- 福祉サービスは契約事項であり、最終的な利用に関する確認を取つておくことが必要不可欠です。
- 本人が将来、どんな夢を持っているか、何をしたいのかということを確認しておくと、個別支援計画を立てるうえで有効です。
- 罪を犯したことを反省しているか、二度とやらないという意思を確認しておくことが大切です。（悔悟の念を抱きづらい障害もあります）
- 本人が障害者としての福祉サービスを受けること自体を拒否する場合があります。契約制度の限界であり、やむを得ないことがあります、矯正施設職員に再度福祉サービスの有効性についての説明を依頼することが大切です。

④矯正施設での暮らしぶりの確認

- 面会時を利用して、現に生活している施設から直接本人の生活に関する情報を得る機会になります。
- 生活状況・身体状況・服薬等状況
 - 二度と罪を犯さないという意思の確認

受け入れマニュアル

I

③ 支援・受け入れの検討

(1) 罪名よりは、なぜ罪を犯すに至ったかの要因についての検討

窃盗・暴行等の軽犯罪から、傷害・殺人・放火等の重大犯罪、性犯罪、薬物関係犯罪など、罪名だけで判断することが起りがちです。なぜ、罪を犯すに至ったか、その犯罪が習慣性又は一過性なものなのか等を十分に調査し、その要因を生活環境の改善により軽減することで再犯に至らず、地域生活支援につなげることができるのかを判断することが必要です。

(2) 受け入れの基準

受け入れにあたっては、経験・施設の方針などから一定の基準を定め、それぞれの施設で判断することが必要と思われます。

(etc) 入所の必然性・性別・合併症、出身地（地域移行先の確保）

(3) 援護の実施者について

福祉サービス受給のためには、援護の実施者となる区市町村との綿密な連携が必要であり、不可欠な要素です。

※援護の実施者に関する業務は、現に生活している施設が行います。援護の実施者は、住所の異動により、異動先の区市町村に変更されます。

(4) 地域生活支援センターの紹介する福祉施設の所在地

出身地や住所地、逮捕場所等が福祉施設に近い場合、友人関係や家族関係を考慮する必要があります。

暴走族や暴力団関係等からの誘いを防ぐ環境も必要です。

ここがポイント

① 本人の生活環境のアセスメントを徹底しよう。

受け入れにあたっての不安が残らないよう、不明な点は徹底して調査することが必要です。

② 施設利用後における、再犯の恐れとなるような好ましくない友人関係との連絡については、本人と話し合い、自肅を求めることが必要です。

受け入れマニュアル

I

④ 支援受け入れ準備

④ 受け入れ準備

(1) 福祉サービスの受給

アセスメントに基づき確認された福祉ニーズに基づき、現在利用している施設及び援護の実施者の区市町村に対して、各福祉サービスの受給のための手続きを行うよう依頼しましょう。

① 援護の実施者の移管に伴う手続き

- 療育手帳申請又は再発行
- 受給者証・予定サービスの確認

② 年金受給等の所得保障の確認

- 障害基礎年金の（再）申請
- 生活状況の記入や精神科医の医師意見書が必須なので入所後に行なうことが望ましい。申請から決定まで2か月ほどかかります。

(2) 本人情報の確認

把握できていないことがあれば、合同支援会議時に確認できるよう、あらかじめ関係機関に依頼しましょう。

[生育歴（学歴・職歴含む）、健康状況、服薬状況、所持金の確認、家族・親族との関わり、など。]

(3) 「支援受け入れに関して」

① 生活場所の確認

- 施設側で準備している具体的な生活の場
- （一般住宅／グループホーム・ケアホーム）

② 日中活動等の確認

- 施設側で準備している活動の場
- 入所時から地域移行までのおよその計画を作成します。
- 障害者自立支援法上、本人との契約に必要となります。

③ 職員の研修

- 生活場所や日中活動で関わる職員に対する研修を行う。
- 罪名から推測される人物像と実像のギャップなどを事前に学ぶ。
- 重度施設の場合、軽度障害者の支援についても学ぶ必要がある（性の問題等）。
- ※実際に先駆的に取り組んでいる福祉施設・更生保護施設・刑務所・少年院の見学に行ったり、講演会を開催して実態を周知する必要があります。（補助制度有り）

⑤ 合同支援会議(地域生活定着支援センター主催)

ここがポイント

①療育手帳は、直接的に福祉サービス受給には必須ではありませんが、区市町村によっては福祉サービスの受給の要件としている場合があり、他の手続きと併行して行う必要があります。

②障害基礎年金は受給までに時間がかかり、かつ軽度の知的障害者の場合非該当の可能性もあります。

このため、福祉施設入所にあたっては、生活保護を申請し、施設利用料・食費・光熱費・医療費を給付で対応し、早期の就労を図り、賃金だけで生活できるよう取り組み、生活保護を返上することを目指します。

生活保護の受給をいたずらに長期化することは、本人に働くなくとも収入が得られるということと誤認され、就労意欲の減退につながります。

就労については、心身の状況等から一概に判断できない場合もあります。「早期の就労」は理想ですが、就労を急ぐあまりに本人に過度なプレッシャーをかけることは厳禁だと思います。就職による失敗体験やマイナスイメージ等が後の就職活動に影響することもあるからです。生活保護の受給に一定の条件や制約(就職活動をすることや、収入報告の義務、自動車を所有できない等)があることを説明し、生活保護を基盤にしながら環境を整え、就職を確実に(パートから正規職員など)、よりよい生活を目指す方向性を示していくことが大切なのではないでしょうか?

③他の長期利用者の地域移行同様、徐々に自由に慣らしながら、本人のニーズを確認することが必要です。

④居室はショートステイ用などの個室を用意し、自己管理ができる環境と、落ち着いて安心できる場を設けることが大切です。

⑤全職員がこの事業の必要性を理解していることが重要です。

○矯正施設の利用者の実態を学ぶ上で、映像で視覚に訴えていくことが有効です。

(映像DVDについては、のぞみの園にお問い合わせください。)

○他の支援スタッフのみなさんにもご理解が必要であり、職員同様の説明会の開催は必要かと思われます。

支援所を決定した場合には、早急に合同支援会議を開催し、関係者が情報を共有し、本人の地域移行を目指して、協力する必要があります。

* (「IV. 資料 - 4. 合同支援会議報告書様式」参照)

「準備」

●日程調整依頼: 日時・場所等

●参加者確認: 保護観察所(必要に応じて)、援護の実施者(区市町村)、現入所施設、地域生活支援センター(障害者就業・生活支援センター)、本人(必要に応じて)

「会議内容」

協議事項

①本人の状況について

- 施設内での本人の生活状況について
- 日中活動・健康状態・内服薬状況等

②個人情報等についての確認

- 生育歴、家族状況、犯罪歴、犯罪状況等
- ※特に区市町村からの情報が有効です。

③福祉サービス等の受給について(行政: 援護の実施者)

- 療育手帳等の手帳について
事前に依頼した申請状況と区分等
- 障害程度区分認定・障害サービス支給内容について
生活介護・就労移行支援・施設入所支援等
- 所得保障について
生活保護の進捗状況
- 本人所持金等及び管理方法の確認
・成年後見制度・社会福祉協議会管理依頼等
・銀行等の預金通帳管理

④一人暮らしの場合の食事支援・相談支援・余暇支援

⑤健康保険、年金加入状況・支払い状況等

⑥住民異動届手続きについて

- 現住所地の確認
- 退所時に合わせて転出届の依頼

⑦今後の支援計画について

- 地域生活への自立・定着をさせ、引いては再犯させない支援計画の作成
- 施設で作成した支援プログラムを中心に検討

⑥ 支援開始

ここがポイント

① 合同支援会議を構成している者は、地域移行後も支援チームとして定期的に集まり、支援内容を検討していくことを確認します。

② 支援チームには、できるだけ本人の参加を求め、社会人の一員としての自覚を求める必要があります。

③ 犯罪に関わる経歴は、支援チーム内だけの守秘義務として位置づけていくことが必要です。

④ 地域のネットワークづくり、協力体制づくりも重要です。

受け入れ施設だけで抱え込むのではなく、地域全体で見守るスタンスが必要です。

「準備」

① 施設退所日の日程等の確認をします。

② 地域移行時の準備品の確認

- 内服薬
- 住民票（転出届）—— 当該区市町村へ依頼
- 障害手帳等
- 印鑑（諸手続に使用）

「当日」

① 住民登録

- 転出届を持って本人同行で行う。
- 通常は施設の住所地になる。＊住民票を取得して、預金口座開設に使用する。

② 移行時面接

- 約束事の確認
- 非常時の連絡先と連絡方法の確認

「入所後」

① 健康診断

実際に生活する近隣に、かかりつけの医師を確保していることが望ましい。

② 預金口座作成

- 生活保護費等の振り込みに必要。
- 本人の意思の確認ができることと自分の名前をサインが必要。
- キャッシュカードを作つておくと後で便利。（近くに金融機関がない場合等）



ここがポイント

① 移行時面接では支援センターから最初に守るべきことを確認することが必要です。

- 約束事は2つ程度でよく覚えられることを選びます。
(例) 1.長時間・期間に外出するときは連絡すること。
2.矯正施設に入った原因のことは二度としないこと。
(人の物を盗まない、女性が嫌がることはしない等)

② 本人の担当職員を決め、何でも聞いてくれる受容を行います。

まずは安心した生活の場の確保から始まりますので、自分の存在が認められていること、味方になってくれる職員が居ることから始めて下さい。(キーパーソンの存在)

③ 借金があることが地域移行後に判明する場合があり、弁護士等との対応策が必要となります。

④ 各種契約自体は責任能力があると判断されますので、本人との契約となります。
ただし、名目的でも家族の中から保護者となりうる者を区市町村を通して依頼する努力は欠かせません。

⑤ 矯正施設に入る前の友人関係には連絡を取ることを控えさせます。

友人関係を控えるにあたり、新しい友人関係の構築における情報提供が必要となります。



支援プログラム

支援プログラム

① 支援プログラムの目的	32
② 支援プログラム開発の必要性	32
③ 対象障害	32
④ 用語の定義	32
⑤ 対象者	33
⑥ 支援プログラムの基本的な考え方	35
⑦ 具体的手法	36
⑧ 支援プログラム作成方法	37

資料

資料① 支援の領域	47
資料② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル	49
資料③ 「プランニング表」用 具体的支援方法モデル	53
資料④ 支援プログラム様式	74

支援プログラム

- ① 支援プログラムの目的
- ② 支援プログラム開発の必要性
- ③ 対象障害
- ④ 用語の定義

1 支援プログラムの目的

福祉サービスを提供することで、矯正施設（刑務所・少年院等以下「矯正施設」という）を退所した知的障害者等の地域での自立した生活を目指すものであり、福祉関係施設等及び地域での支援プログラムとして障害者ケアマネジメントの手法を活用した個別支援計画モデルを開発することを目的としています。

故に他の矯正プログラム（薬物・性犯罪・粗暴犯への処遇プログラム）のように直接的に再犯防止の対策を目的としていません。

2 支援プログラム開発の必要性

地域生活定着支援センターが全国に設置され、矯正施設から福祉関係施設等へのコーディネートする機能は整備されるものの、実際に福祉サービスを提供する役割を担う施設（福祉関係施設・更生保護施設等）での受け入れが進まないのが現状です。

要因としては、施設で受け入れることによる様々なリスク・不安によるものが挙げられます。特に「どのように支援すれば良いかわからない」など、施設での受け入れ、地域移行のためのマニュアル・手引きの整理がなされていないこと、そして、個々の対象者への支援プログラムが開発されていないことが挙げられました。

3 対象障害

- ① 知的障害者
- ② 精神障害者
(知的障害を伴う者又は常時医療的ケアを必要としている状態であること)

*発達障害者については、知的障害を伴う場合を対象とします。

4 用語の定義

① 支援プログラム

矯正施設を退所した知的障害者等を受け入れた施設（障害福祉施設、救護施設、更生保護施設）や地域（グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター）における地域生活支援のための個別支援計画書です。

② 受け入れマニュアル

福祉関係施設等で受け入れるにあたっての事務手続きや、支援のポイントをまとめた運営マニュアルを、これまでの事例に基づき作成しました。

支援プログラム

5 対象者

知的障害者の犯罪の特徴として考えられることとしては、次のような点が挙げられます。

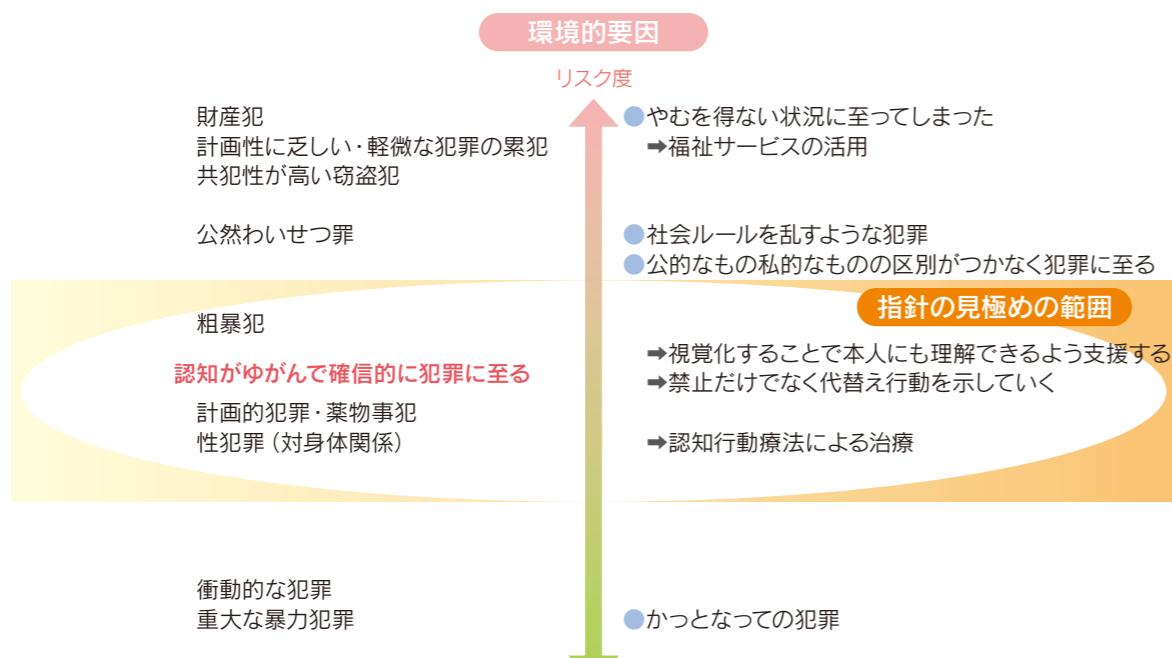
- 社会・経済的視点=環境的要因
 - ▶十分な教育が受けられないことや、家庭の養育力不足、貧困、福祉の支援を受けていないことにより、やむを得ない状況で犯罪に至っている。
 - ▶計画性が少なく、周囲から影響を受けやすいことから、その場の状況で行動に至っている。
 - ▶私的な部分と公的な部分の区別がつかない。（窃盗など）
 - ▶属性が強く、主犯格から指示されての共犯となる。
 - ▶窃盗（車上荒らし・万引き・置き引き）、詐欺（無銭飲食等）、器物破損等の微罪の累犯が多い。
- 認知のゆがみの視点（問題解決方法が社会的ルールに反している）
 - ▶自分の行為の重大性を理解できない。
 - ▶私的な部分と公的な部分の区別がつかない。（公然猥褻罪など）
 - ▶認知のゆがみによる確信的犯罪。（性犯罪・粗暴行為）
- 治療教育のケアが必要な視点=治療教育的要因
 - ▶衝動的な暴力による重大な行為。
 - ▶薬物・性犯罪。

今回の研究の対象者は、福祉サービスの提供により、環境的要因を軽減・除去・誘発しないよう調整及び改善することで、地域生活の自立を目指す支援プログラムの検討を行うこととしました。

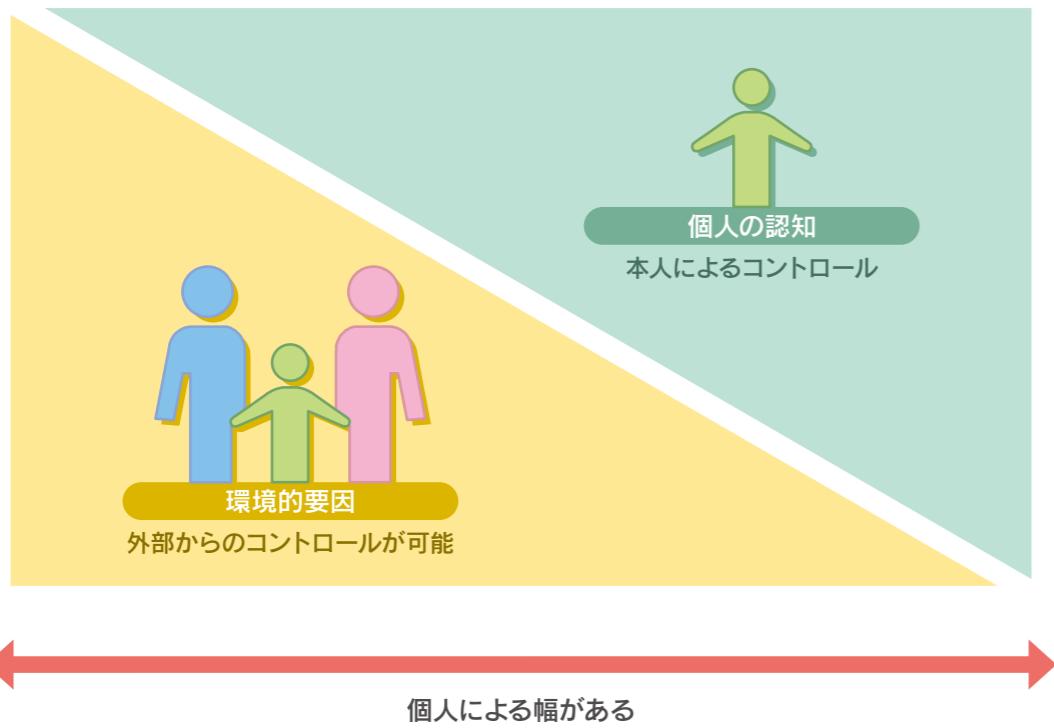
また、環境要因の改善だけではなく、多くの場合に「認知」のゆがみということも多く関わっており、認知に対する専門的な支援も必要です。ここでは福祉関係職員が取り組むことが可能な範囲で認知への働きかけを行うものであり、具体的には言葉だけではなく、視覚化することで本人が理解を得やすいよう支援するものです。

ただし、専門的医療ケア等が必要と思われる治療教育的要因の分野については、対象とするのは難しいのが現実です。治療教育的な分野については、認知行動療法による治療や精神科・心理科治療等が必要です。

⑥ 支援プログラムの基本的な考え方



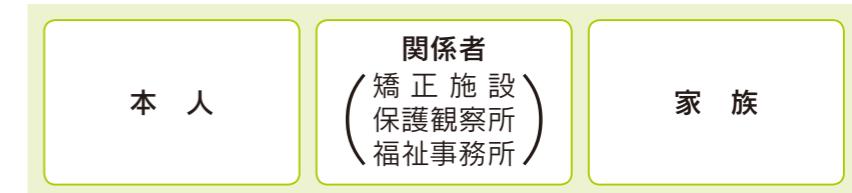
■ 「環境的要因への働きかけ」と「個人の認知への治療教育」



支援プログラムは、犯罪に至った要因（地域での生活に生き辛くなった要因）の軽減に向けての支援、言い換えれば、地域で自立して生活するためのニーズへの支援に主眼を置くことを前提とします。

そのためには、本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき犯罪行為等に至った要因を理解し、これらを軽減・除去・又は誘発しないような環境調整と、地域生活へに向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）や認知のゆがみ、そして、問題解決能力へのアプローチが組み込まれた個別支援計画を作成することとしました。

アセスメント



聞き取り・経過記録

行動観察

犯罪行為に至った要因の分析

プランニング

要因を軽減・除去・誘発しない環境調査

専門的な支援（教育・訓練）

認知のゆがみ・問題解決能力へのアプローチ

支援プログラム

7 具体的手法

(1) 障害者ケアマネジメントの活用

支援プログラムの手法については、今後の普及という視点を考えると、新たな手法を考案するよりも、平成15年度の支援費制度導入以来、障害福祉での支援計画として普及している個別支援計画の作成手法である「障害者ケアマネジメント」の手法を活用することとしました。

研究検討委員会は、主たる研究として、実態調査を行った委員個々が先行して実施してきた事例を基に次の支援モデルを作成しました。

1. 支援の領域 (P 47)

支援の領域とその中に含まれる具体的支援項目を示しています。

2. 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル (P 49)

犯罪行為に至った要因から浮かび上がった支援目標・領域についてモデルを作成しました。

具体的支援目標につなげるためのポイントになります。

「本人の認知や治療教育的ケアの要因」と「環境的要因」に分けられます。

3. 「プランニング表」用具体的支援方法モデル (P 53)

個別支援計画を作成するにあたり、設定した支援目標に対する具体的支援方法と期待できる効果を領域別に、これまで先駆的に取り組んできた事例から集約したものです。

地域生活で自立を目的とする支援プログラムという特徴を持ち、矯正プログラムではないことから、矯正施設を退所した者だけの特有の支援プログラムではなく、知的障害者等の一般的な支援方法も含まれています。

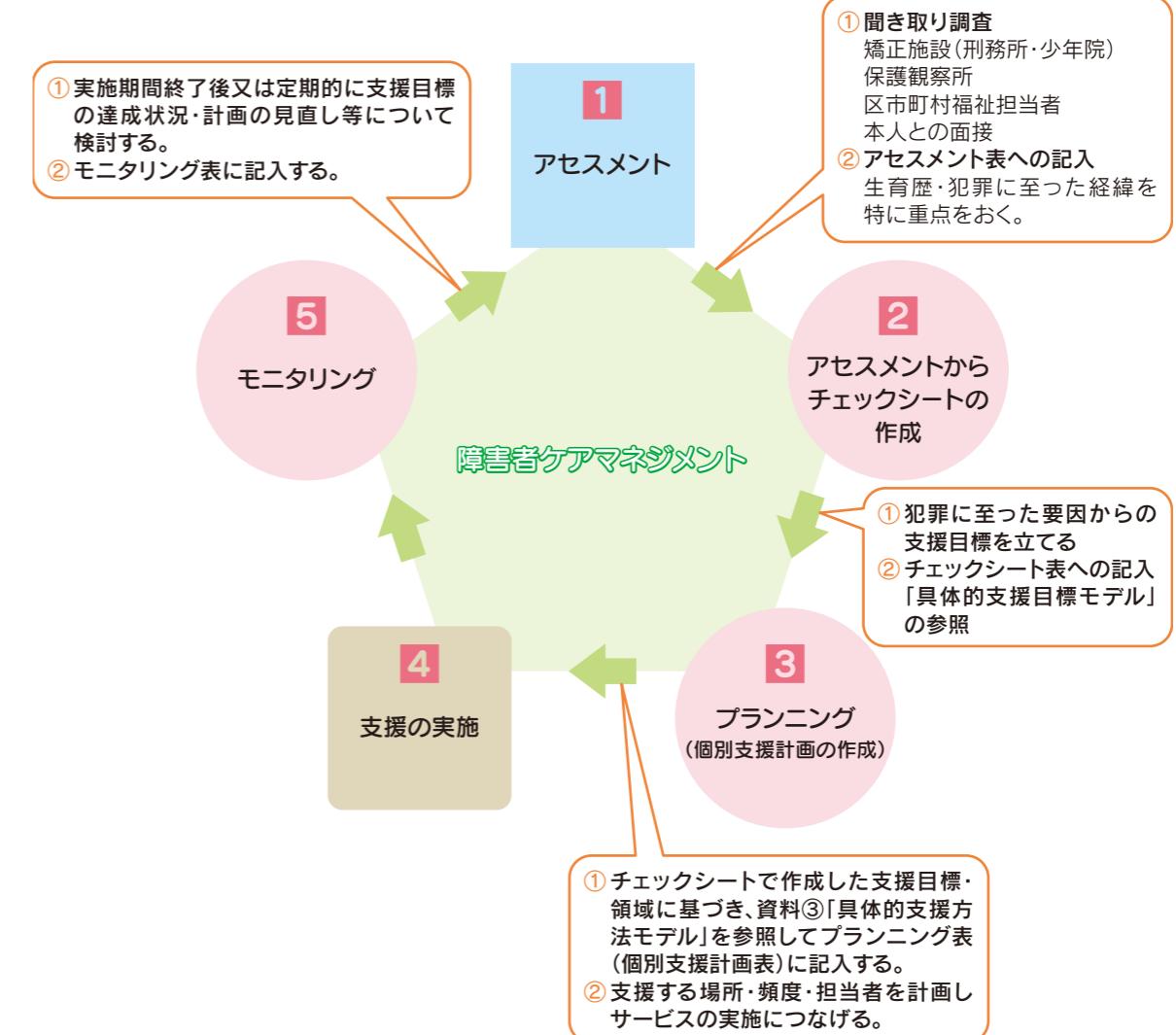
(2) 地域移行に向けての支援と地域移行後の定着支援を一連として捉えた支援プログラムの作成

本研究は、計画段階では、福祉関係施設における地域移行に向けての支援プログラムと地域移行後の定着支援プログラムの2種類の開発を想定していましたが、各支援領域（項目毎の支援内容）を施設等と地域生活で分離するよりは、矯正施設から地域支援という一連の流れを捉え、支援提供側も各段階での支援内容を理解することが必要と判断しました。

支援の領域	場 所	保護観察の期間
●法令遵守	施設等 (障害福祉施設・救護施設) (更生保護施設)	入所時期
●生活基盤(住まいと所得)		中間時期
●健康管理		地域移行(準備)時期
●日常生活活動(余暇・就職)		
●家族環境	地域生活 (グループホーム・ケアホーム・通勤寮・地域生活支援センター)	地域移行時期
●社会的リハビリ (コミュニケーション・社会生活技術・就労)		定着時期
		離職・再犯時

支援プログラム

8 支援プログラム作成方法



主訴

福祉サービスの提供による、地域での自立生活を送ること。

◎留意点

- ① 地域生活移行を前提とした支援内容。
施設入所期間はできるだけ短期間かつ経過的なものであること。
- ② 波及効果として再犯防止が期待できる。

①アセスメント

(様式P74)

方 法

- ① 聞き取り調査
矯正施設（刑務所・少年院等）・保護観察所よりの情報
区市町村福祉担当者
矯正施設内での本人との面接
(「矯正施設での面会の質問項目事例 P100」参照)

- ② アセスメント表への記入

◎留意点

- ① アセスメントはチームケアで様々な意見を取り入れる。
施設内に各分野からなるチームを編成する。
etc・生活支援担当者・活動支援担当者（就労担当）
・地域移行担当者（進路担当）・医療担当者

- ② 生育歴・家庭環境・犯罪に至った状況を重点的に調査する。

②アセスメントからチェックシートを作成する

(様式P76)

方 法

視 点
犯 罪 に 至 つ た 要 因
支 援 目 標

- ① で作成したアセスメント表を基に、何故犯罪に至ったかの要因を検討し、資料②「アセスメントからのチェックシート」用支援目標モデル（P49～51）を参照し、「視点」「犯罪に至った要因」「支援目標」を選び記入する。

領 域

- 資料①「支援の領域」（P47・48）を参照し、どんな支援の領域があるかを選び記入する。

アセスメントからチェックシートの例

視 点	犯 罪 に 至 つ た 要 因	支 援 の 目 標	領 域
罪の認知 (窃 盗)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活資金が足りなかつた。 ● 安定した生活資金がなかつた。 ● 仕事に意欲がなく、職場を転々としていた。 ● 手にしたお金はすぐに使つてしまつた。 ● 手軽な借金をしてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活資金の確保 ● 就労による安定した資金の確保 ● 就労による生き甲斐づくり 	生活基盤 家族環境整備 社会的リハビリ(就労)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 困ったときに相談できる人がいない。 (信頼できる人がいない) ● 生活の不安定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 信頼できる人間関係づくり ● 安心できる生活の場の確保 	社会的リハビリ (コミュニケーション) 生活基盤・日常生活
	<ul style="list-style-type: none"> ● 賴る人に利用され犯罪に巻き込まれた。 (累犯の原因) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪い仲間との絶縁 	生活基盤
	<ul style="list-style-type: none"> ● 同僚との関係がうまく行かず職員寮で鬱状態となる。そのことがきっかけとなり離職する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 矯正施設で服用していた安定剤の調整 ● その他治療が必要と思われる箇所を入所期間中に完治させる。 	健康管理

③プランニング(個別支援計画)を作成する

(様式P77)

方法

支援目標	②で作成したチェックシートに基づき記入する。
領域	②で作成したチェックシートに基づき記入する。
支援方法	資料③「具体的支援方法モデル」(P53)を参照し、「領域」ごとにモデルの中から「支援方法」を選び記入する。
具体的支援方法	資料③「具体的支援方法モデル」(P54~73)を参照し、支援方法ごとにモデルの中から、「期待される効果」を参考にしながら「具体的支援方法」を選び記入する。

支援の実施に向けて、頻度・時間と実際に担当する者を記入する。

プランニング表(個別支援経過)の例

支援目標	領域	支援方法	具体的支援方法	頻度・時間	担当者
1.信頼できる人間関係づくり 2.安心できる生活の場の確保 3.就労による所得保障と生き甲斐づくり 4.計画的な金銭の使用と管理 5.治療必要箇所の完治を目指す	法令遵守 本人との話し合い 生活基盤 所得保障 住まいの場 健康管理 コミュニケーション 社会生活技術(金銭管理) 就労	遵守事項(*)の設定 ①ミーティングの実施 ②毎日日記を書く 毎晩に当直者と日記の中身とその日の出来事を話し合う 当面 生活保護の受給 入所後障害基礎年金の申請をする 施設の中の段階的利用で安心できる場の確保 ●安定剤の減量により体調を整える ●各科の治療 安心できる場の確保 計画的な支出 就労できる体力づくり	①入所時に施設長より確認する 1)施設より無断で出て行かないこと 2)他人の物は盗らない ①受刑中に生活保護の申請準備 ②施設入所後障害基礎年金申請 ③地域移行後生活保護解除 ①精神科の定期診断 ①キーパーソンの配置 何でも相談できる存在 質問の回答先の集中 ①小遣いの自己管理による計画的な外出での買い物 ●小遣い月5千円の自己管理 ●月2回の外出 第1段階 活動支援部での各種作業体験 挨拶の励行 第2段階 請負などの重労働の体験 第3段階 就職活動	入所時 毎日、就床前 受刑中 入所直後 2か月 3か月 6か月 2週間1回 治療計画(1科1週間1回) 朝夕の声かけ 1か月 3か月 7か月	施設長 地域移行担当 夜勤者 地域移行担当 桜寮 体験ホーム係 体験ホーム係 生活支援担当 医療支援担当 ケース担当 ケース担当 活動支援部

*「遵守事項」 施設利用時等にあたっての施設長等との約束事であつて更生保護法第50・51号での遵守事項とは異なるもの

④ 支援の実施

留意点として次の点が挙げられました。

(1) 入所施設の位置づけ

矯正施設を退所した後の生活の場としての施設等は、拘束性が高いだけに直接アパートや賃貸住宅等、せめてグループホームやケアホームの準備ができればこの上ありません。

再犯防止・社会防衛のために矯正施設の代替えとして居住場所を固定し、社会から隔離することを目的とするねらいがあるとすれば、この取り組みの対象ではありません。

現実として矯正施設での社会から隔離された生活の中で、心身的に悩み・病んでしまったり人間関係がうまく行かなかつたなど、そんな時に、とりあえずの安らぎの場、生き直しの場を確保する場合もあります。経済的な部分においても、地域で生活するための本人の所得確保の手段としての公的年金取得の手続きや、就労の機会を確保するまでの期間として入所施設の機能を活用する社会的リハビリの機会は必要であり、役割だと考えられます。

さらに、将来、地域の中での生活を視野に入れ、本人を見極めていくための段階的支援の中の一つとして位置づけられるならば、入所施設での支援も有効に作用すると考えられます。また、グループホーム・ケアホームでの小グループの生活において、人間関係は大切であり、どんな仲間ならうまくつきあえるかを確認するために一時的に施設に入所（長期・短期）し、その後グループホーム・ケアホームに移るという方法も考えられます。

入所施設はあくまで通過的、有期限有目的で利用されるものでなくてはなりません。又、個別支援計画も地域移行までの目標を定めて取り組まなくてはなりません。もちろん福祉施設は契約ですので、矯正施設に入所中に福祉施設の内容の説明を行い、利用意思を確認することが必要です。

又、地域移行後もいつでも相談できる、帰れる場所として、緊急的に居場所がなくなったときに無条件で受け入れる場所として位置づけることができると考えられます。

(2) 職員の支援理念の意識の統一・共有化

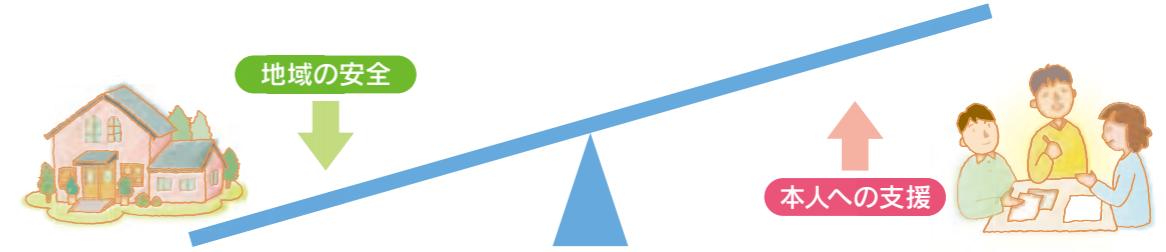
罪を犯した者（犯罪加害者）をなぜ支援していくのかということに対して、関わる職員間でその意義についての統一は不可欠です。それは、犯罪被害者に対する心情にも考慮しながら、「罪を犯した知的障害者ということではなくて、罪は償って矯正施設から退所しているのだから一人の知的障害者として見ること。」を基本に、本人の犯罪行為に対する認知や、問題解決能力の乏しさについて理解し、本人が自己コントロール感を持てるよう本人と支援する者とが協働関係のパートナーであることを認識する必要があります。

実際の受け入れにあたっては、できるだけ綿密なアセスメントを基に、支援目標、支援方法の統一をチームケア会議などで確認しておく必要があります。

当然のことながら、認知がゆがんでいる場合には、禁止だけの目標は理解できませんから、それに替わる積極的に行う目標を一緒に立てていくことが必要と思われます。

一方で、福祉に携わる職員はどうしても本人のニーズに応えることに視点を傾けがちですが、犯罪という反社会的行動という面では地域の安全ということのバランスを考えなくてはなりませんし、職員が犯罪被害者になってはならない支援体制も大事なことです。

■リスクへの配慮



(3) キーパーソンの位置づけ

支援プログラムのモデルの本文中にキーパーソンという言葉が出てきますが、支援の中で大きな役割を果たすことになります。

全体的な役割としては、次のことが考えられます

- ① 本人の受容の対象（本人の精神的支え、本人からのヘルプの対象）
- ② 日常的な支援者（施設職員・世話人）との調整
- ③ 支援チームの連絡調整、会議の企画・開催
- ④ 適切な情報の収集と支援チームへの適切な量の供給とコントロール
- ⑤ 個別支援計画の策定

本人にとっては初めて信頼できる、心を打ち明けられる存在となるかもしれません。ただし、支援チームはチームケアであり、決して1人で抱え込まないことも肝心です。

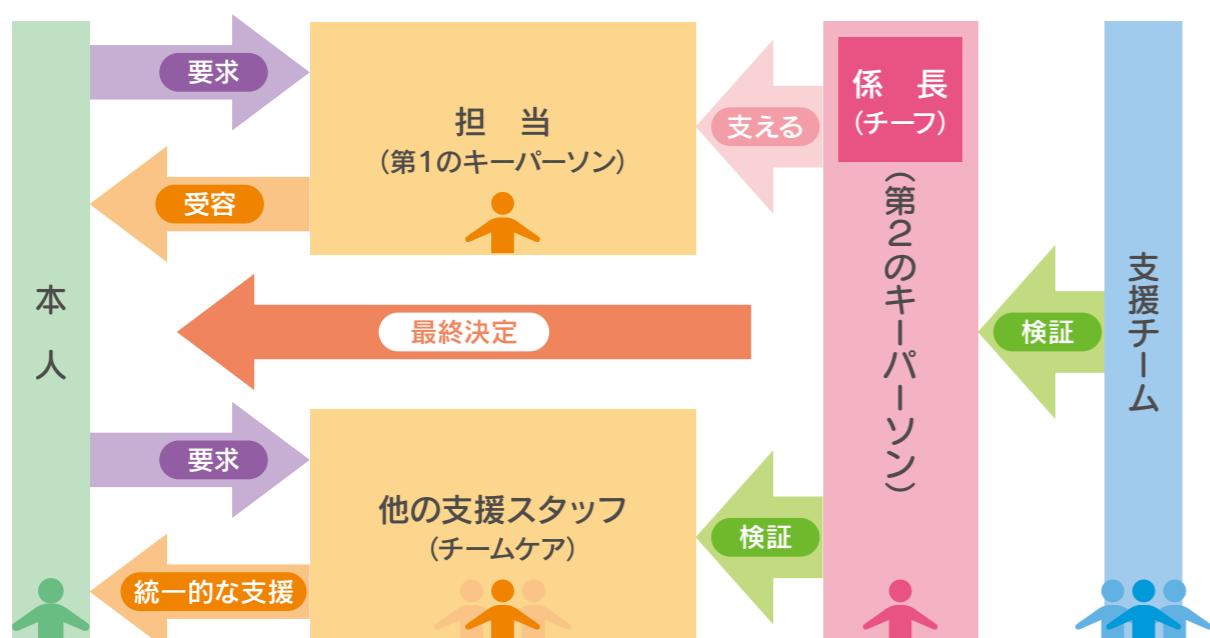
支援の中で大切な役割を担うキーパーソンですが、実際に支援する場所（施設内と地域）によりキーパーソンの役割や形は変化すると考えられます。

施設の場合

○実際の支援について

- ①第1のキーパーソンが中心になって、本人の要求を受容します。
- ②他の支援スタッフは、本人からの要求に対して統一的な支援（チームケア）を行います。
- ③第2のキーパーソンは以下のようないくつかの役割を担います。
 - 第1のキーパーソンが抱える悩み等について支えます。
 - 他のスタッフへ支援の情報を伝えると共に、チームケアの検証を行います。
 - 本人からの要求に対して最終的な決定を行います。
- ④支援チームが、第2のキーパーソンの役割について定期的に検証し、助言や指示を行なうようにします。

■キーパーソンの位置づけ



○支援の注意点

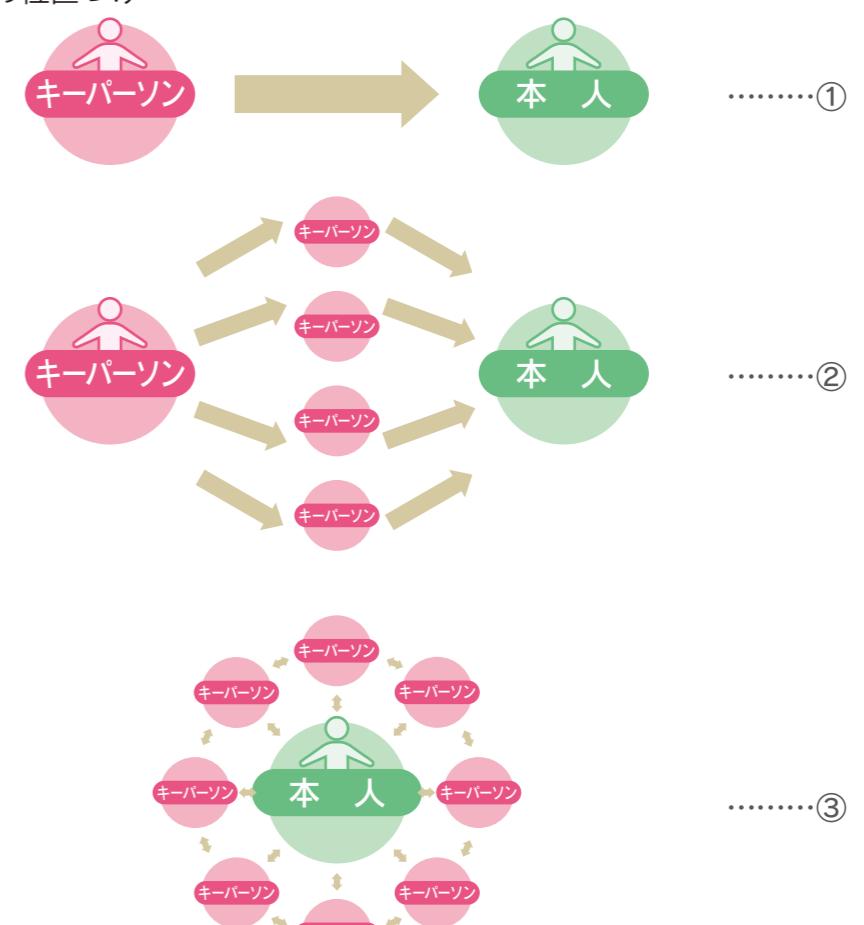
- ①キーパーソンだけが関わればよいという形にならないよう、役割や関わり方の配分に留意します。
- ②第1のキーパーソンが悩み等を抱え込まないように、2週間に1度程度上司によるスーパービジョンを行い、支援の方向性等を確認します。
- ③第2のキーパーソンが恣意的にならないよう、支えることが必要です。

地域の場合

○実際の支援について

- ①最初は1対1でキーパーソンが本人と向かい合い、安心できる人間関係を作ります。
- ②落ち着いてきたら、本人とキーパーソンの間に、支援の内容によって複数のキーパーソンが関わるようになります。情報のコントロールや指示は最初のキーパーソンが行ないます。
- ③最終的に複数のキーパーソンが連携しつつ、支援内容や役割によって本人と均等に関わります。

■キーパーソンの位置づけ



○支援の留意点

- ①施設から地域に移る際に、キーパーソンがいきなり変わるのはなく、施設のキーパーソンと地域のキーパーソンが両方関わる期間を作り、徐々に変わることが必要です。
- ②最初に関わったキーパーソンが本人の心のよりどころになりつつ、徐々に支援の体制を変化させていくように配慮します。
- ③最終的な形になつてもキーパーソンのキーパーソンは必要になります。この場合、本人の支援体制や支援内容について広く知っている人が適当です。実際には相談支援センター等がこの役割を担います。
- ④支援者が増えると同時に、情報の共有が問題となってきます。本人は支援者の情報の偏りについて、自分の要求を通そうとしてくることが多いので、情報共有のレベルを下げ、より多くの情報を共有できるような配慮を行ないます。

資料① 支援の領域

(4) 本人の経験に関する情報の開示について

罪を犯した者（犯罪加害者）を受け入れから就労まで支援していく上で、どこまで本人の経験に関する情報開示を行うか、さまざまな問題点があります。

受け入れから施設支援では、支援チームで情報の共有をすることで、支援の統一が図られ、チームアプローチがスムーズに行われます。

一方、施設を退所した後の方がさまざまな問題があります。まず、グループホームなど世話人、スタッフに対しての開示をどこまで行うか、犯罪名によっては、支援者の理解が得られない場合もあります。なぜ支援して行かなければならないか、というポリシーも併せて伝えていかなければなりません。

次に、就労にあたっての問題としては、事業主、ハローワークへの告知があります。事業主に対しては職場実習・トライアル雇用・正式雇用と各段階があります。どの段階で経歴を伝えるかは、事業主によって異なります。事業主に理解があれば、これまでの支援の内容について説明し、本人のために今後どのような支援が必要であるか、具体的に示すことで就労の定着に結びつくことが考えられます。又、本人が周りの目（他の従業員）が気になり居心地が悪くなったり、職場に慣れてくるに従い経歴を言ってしまう例もあります。さらに、周囲に飲み込まれないように過大に経歴を詐称してしまうこともあります。

従業員との関係を保つためには、信頼関係を築きながら時期をみて事業主に伝えることが必要となってくる場合もあります。その場合には、施設等支援者がきちんとバックで支えているということを付け加えることは必要です。

ハローワーク等の公的機関に対する履歴書の提出において、虚偽の記載は違法となります。矯正施設に入所していた経歴については履歴事項にあたりますが、本人の判断により、不記載という例もあります。この場合、後で事業主に知られてしまったときには信頼関係が崩れ解雇の原因になることもあります。残念ながら履歴書に経歴を記載することにより、就職先が大幅に少なくなることも事実として見られています。

このように、本人の経験に関する情報の開示についてはとても難しい判断をしなくてはなりません。本人の状態、雇用主の理解、ハローワークでの履歴書への記載など、その時の状況によって、ケースバイケースで行うことが良いと思われます。

⑤モニタリング

方 法

①支援目標に基づき、初期・中期・移行期・移行時に見直しを行う。

②モニタリング結果に基づき、再アセスメント、プランニングにつなげる。

【本人の認知 治療教育的要因】

支援の領域	具体的な例
法令遵守 (本人の認知の改善)	<ul style="list-style-type: none"> ● 再び罪を犯さないという問題解決力を高めていく。 図式化、構造化するなどにより、本人の知的能力に合わせて、理解しやすい方法を用いる。 ● 認知行動療法
専門的医療ケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的再犯防止プログラム ● 精神科・心理科による治療教育

【環境的要因】

①日常生活基盤を整備する。

支援の領域	具体的な例
生活基盤 (福祉サービスの利用)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住まいの確保 施設の入所 住宅の確保 ● 収入の確保(当面の生活費) 公的年金
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的医療的ケア 精神科(内服薬の調整) 発達障害の確認 内科、歯科、皮膚科等の慢性疾患の治療 ● 栄養指導
日常生活活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 余暇支援 ● 就労支援 働く意欲と基本的訓練・体験訓練
家族・生育状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族等との人間関係 幼・青年期の療育状況の確認 家族関係の状況の確認 本人の障害への理解 家族環境の改善(修復) 家族・友人からの分離
家族環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族自体への支援 生活困窮・福祉サービスの提供 ヘルパーの派遣・成年後見制度の活用

資料

資料② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル
～犯罪行為に至った要因からの支援目標と領域～

②社会生活支援基盤を整備する。

支援の領域	具体的例
社会的リハビリ・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ● キーパーソンの存在(受容できる存在の確保) ● 他人への自分の意思を伝える能力
社会生活技術	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話等の活用 ● 金銭管理 ● 外出・買い物訓練



③社会参加を促進する

支援の領域	具体的例
社会的リハビリ・就労	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労活動 就労意欲の自覚 基礎訓練(体力・挨拶) 職場実習・ジョブコーチ
余暇活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 余暇活動・趣味

【本人の認知 治療教育的要因】

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の行為が犯罪であり、悪いことであるとの認識がない。 ● 悪いことだとわかっているが、他人の注目を得るために犯行に至る。 ● 常習的犯罪行為であり、自分で抑制することは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再犯予防の意識を高める。 	法令遵守 (認知の改善)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 抑制するためには、治療教育や医療的ケアを伴う支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な医療的・心理的治療を行う。 	医療的ケア
	<ul style="list-style-type: none"> ● 他者からの行為の仕返しのため、相手への被害を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再犯予防の意識を高める。 	法令遵守
性犯罪 (性的視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯行そのものに興味・快感を持っている。(暴行・放火・性犯罪等) ● 性的欲求を抑えられず、衝動的に異性に暴行する。 ● 性的欲求を抑えられず、計画的又は常習的に女性に暴行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な医療的・心理的治療を行う。 ● 犯した罪の重大さを学習させる機会を作る。 	医療的ケア 法令遵守
	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性に興味はあるが、同世代の女性には声がかけられず、自分の指示に従う年下の女子にいたずらをしてしまう。 ● 精神科医による医療的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 性に対する認識のは正 	法令遵守 医療的ケア

【環境的要因】

視 点	犯罪に至った環境的要因	支援の目標	領 域
経済的困難	●生活資金が足りなかつた。	●生活資金の確保	所得保障
	●安定した生活資金がなかつた。	●就労による安定した生活資金の確保	就労
	●公的年金を取得していない。	●就労が定着できるように就労そのものによる生き甲斐づくり	
	●家族が本人の収入を当てにして本人が必要なお金を使えない。	●就労意欲の喚起・動機づけ	
	●仕事に意欲がなく、職場を転々とした為、収入が不安定である。		
	●手にしたお金はすぐに使つてしまつた。	●計画性のある支出	金銭管理 買物支援 余暇支援
	●手軽な借金をしてしまう。	●生活の中での生き甲斐づくり	
	●貯めるということができない。		
	●本人の所持金以上に購入したい物があつた。		
	●本人の遊興費(食事・ゲーム等)の資金がほしいため。		
	●たばこ等の嗜好品の購入のため。(薬物購入も含む)		
精神的不安定	●安心して生活する居場所や集える場所がない。	●安心できる生活の場の確保	住まいの確保
	●困ったときに、安心して帰る場所がない。(駆け込める場所が必要である)		
	●困ったときに相談できる人がいないため不安定になる。 (信頼できる人がいない)	●信頼できる人間関係づくり	コミュニケーション
	●自尊感情が低い、不安定。		
	●困ったときに他人に相談することなく、自分で直ちに決めてしまう。		
	●幼児期の人間形成の中で他人を信用することを身につけてこなかつた。		
	●犯罪行為に至る前兆を支援者が見逃した。		

視 点	犯罪に至った環境的要因	支援の目標	領 域
精神的不安定	●両親・家族や友人との関係が本人を不安定にしていた。	●信頼できる人間関係づくり	コミュニケーション
	●自己形成ができていないため、自分の行為が他者にどのような影響を及ぼすのかが分からず。		
家族関係	●同僚との関係がうまく行かず職員寮で鬱鬱状態となる。そのことがきっかけとなり離職する。	●矯正施設で服用していた安定剤の調整 ●その他治療が必要と思われる症状・病気を入所期間中に軽快または完治させる	健康管理
友人関係	●本人の幼児期に、適正な教育が受けられていない。	●家族による信頼できる人間関係づくり	家族関係の修復
	●家族の本人を療育する能力が乏しかつた。	●家族の療育能力の向上	
友人関係	●家族の本人への療育能力が乏しかつた。		
	●家族が本人への療育を放棄している。		
友人関係	●本人の障害特性を家族が理解していない。		
	●家族が本人を支える経済的基盤が整っていない。	●家族の療育能力の向上 ●家族の経済基盤の確立	家族支援
友人関係	●家族の支援が他の家族(高齢者介護や他の家族の世話)に優先され、本人に向けられない。		
友人関係	●頼る友人に利用され、犯罪に巻き込まれた。(累犯の原因)	●悪い仲間との絶縁	コミュニケーション
	●犯罪集団の関与が見られる。		

資料

資料③「プランニング表」用具体的支援方法モデル



【本人の認知 治療教育的要因】

支援の領域	支 援 方 法
1. 法令遵守(P54~58)	1. 遵守事項(*)の設定 2. 本人との話し合い 3. 保護司・保護観察所との連携 4. 女性の性犯罪への対応 5. 男性の性犯罪への対応 6. 支援チームによる支援（地域移行後） 7. 再犯時支援（地域移行後）

*「遵守事項」 施設利用時等にあたっての施設長等との約束事であって更生保護法第50・51号での遵守事項とは異なるもの。

【本人の認知 治療教育的要因】

支援の領域	支 援 方 法
2. 生活基盤(P58~60)	①住まいの場の確保 1. 障害福祉施設利用 2. グループホーム・ケアホーム利用 3. 単独生活 ②所得保障 1. 公的年金の取得
3. 健康管理(P60)	1. 各医療機関との連携
4. 家庭環境の整備(P62)	1. 家庭環境の修復 2. 家庭支援の依頼
5. 社会的リハビリ(P62~73)	①コミュニケーション 1. 安心できる場所の確保 2. 地域生活定着（地域移行後） ②社会生活技術 1. 金銭管理 2. 余暇の支援 ③就労 1. 就労意欲の向上 2. 就職活動支援 3. 就労定着支援（地域移行後） 4. 離職した場合の支援（地域移行後）

【本人の認知 治療教育的要因】

領域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
1. 法令遵守	1. 遵守事項の設定 (約束事の設定)	<p>①遵守事項の設定、本人との確認</p> <ul style="list-style-type: none"> *施設管理者より説明・伝える。 *障害特性を理解して、本人が覚えられる具体的 *守れなかつた場合の処遇も明確にする。 *2つ程度の内容にする。 *本人の能力によっては図式化・視覚化して示す 例 ▶施設より無断で出て行かないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ▶矯正施設に入った犯罪行為をしないこと。 ▶女性が嫌がること(性的ないたずら)はしない ▶アルコールは禁止(施設の方針に基づく) ▶喫煙は所定の場所で行うこと。(施設の方針に基づく) ▶喫煙に強い固執を示す場合がある。 ▶喫煙本数や時間と場所など確認し、段階的に ▶自転車は施設の物があるので必要なときは ▶施設のスケジュールを守ること。 ▶職員の指示は守ること。 ▶他人の物は盗らない。 ▶車の運転はしない。 *本人が「はい、わかりました」という言葉を発することは限らない。その場をつくろうために使つ *遵守事項や施設の規則が守られているか随時 *面接を適宜実施し、生活状況や心情の変化を <p>②矯正施設入所中からの継続的なアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> *施設面接の実施 *手紙のやりとり 	<p>な内容を選ぶ。</p> <p>ことが重要である。</p> <p>こと。 <。 針に基づく)</p> <p>に安全な自己管理に結びつけていく。 断つたうえでそれを使うこと。</p> <p>することがあるが、必ずしも理解している場合もある。</p> <p>確認する。</p> <p>把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会における社会人として、集団生活でのルールへの意識を持ち、守ることを通して生活リズム、生活習慣等を確立する。 ●新たな生活に対する意識の切り替えをさせる。 ●過去の過ちに関連する行為は決してしないことを確認、自覚することにつながる。 ●成長期における人格形成の中で、家族・友人との人間関係において信頼することがうまくできない者も多い。禁止するだけでなく、約束を守ることで賞賛し、認めることで自分の存在に自信がつくことがある。 ●帰住前に信頼関係を構築することで入所後の処遇が円滑化する。
	2. 本人との話し合い	<p>①矯正施設入所中(面接)から話し合いの場を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> a 犯罪について本人の考えを聞く 犯罪に至った要因について再度確認する b 相談できる関係を構築する(問題行動《再犯》を起こす前に) c 手紙での相談および対応 d 移行期 <ul style="list-style-type: none"> i 受け入れ時に「振り返り」「被害者へ ii 再犯した場合のシミュレーションを行い、「離れてであること」の自覚を持たせる。 <p>②毎日の事柄を日記に記入する</p> <p>③毎日、夜に夜間勤務者(夜勤者等)がミーティング(短時間でも)話し合う(原則として受容する)</p> <p>④支援にあたる者は情報を共有できるようにする</p>	<p>する。(将来にむけてのニーズの確認)</p> <p>の自分の思いを確認する。 「どうなるか」「それが自分の目標とか</p> <p>グを行い、日記に書かれたことを中心に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●職員(支援者)との信頼関係の構築につながる。 ●人のつながりの大切さや、楽しんだり、頼りにされたりといった充実感や安心感を持つようになる。 ●相手の立場や気持ちに触れることで思いやる気持ちが生まれる。 ●文字や写真など、わかりやすく簡単なツールを補足的に使用することにより理解を深められる。 ●相談する力がつく。(地域生活で困ったときなど誰かに相談すること) ●自立生活への不安や心配事に対して受容し助言指導することにより不安を軽減させ、前向きな気持ちを保たせられる。 ●罪の重大さを気づかせる機会になる。 ●再犯が懸念される本人の不安や危険な行動を早期に把握できる。

領域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
1. 法令遵守	3. 保護司・保護観察所との連携	<p>①仮釈放期間中の実施</p> <p>▶ 保護司又は保護観察官による面接の実施。</p> <p>▶ 自ら保護司に連絡、相談をすることを基本と関わることで、詳細情報の伝達、本人の状況</p> <p>a 保護観察期間中は、保護司や保護観察官との b 保護観察における遵守事項について拡大コ c 懸案事項のある際には保護司との面接時に *更生緊急保護期間は、保護観察が付いていない 生保護施設に入所中の場合は施設職員が補導援 *視覚的に刺激し、反復することで自覚を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護司等の立場からの本人の状態の確認。 ●本人の状況の変化を早期に把握できる。 <p>して自覚を持たせると共に、支援者が の変化に関する情報の共有を図る。 面接面談に協力する ピーセンタージ居室に貼つて毎日復唱する 支援者が同席 ので保護司等が関与することなく、更 護にあたる。</p> <p>*保護観察期間が終了した時に、第3者的に話を聞いてくれる者が居なくなる。他の存在の者と、うまく橋渡しができることが必要である。</p>
	4. 女性の性犯罪への対応	<p>①自分の身体を守るということを知つもらうため、 ②ビデオなどを活用して女性保護に関して知る機 ③精神科医師及び臨床心理士による定期的カウン カウンセリング情報の支援者への共有化 ④対応する職員が性的行動に関する部分については である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の身(身体)を守ることの大切さを理解する。 ●本人を否定するのではなく、肯定することで、安心感を持つてもらい、本人の交友関係の幅を広げることができる。 ●ヘルプが言える人間関係を構築する。 <p>女性支援者と定期的な勉強会を開催する 会を作る セミナー</p> <p>毅然とした姿勢が取れるよう研修が必要</p>
	5. 男性の性犯罪への対応	<p>①入所時の遵守事項として禁止する約束事として ②24時間体制での本人の見守り</p> <p>a 生活上の行動範囲の制限 b 日中活動の場への送迎 c 解りやすいスケジュールの確立と明示 d 環境の変化に対応した配慮</p> <p>③インターネットからの情報閲覧制限 ④精神科医師及び臨床心理士による定期的カウン カウンセリング情報の支援者への共有化 ⑤入所時は同性支援が必要となる場合がある (女性職員に対する被害を防ぐため) (宿直については原則として同性が行う) ⑥対応する職員が性的行動に関する分については毅 ある</p>	<p>明確にする(遵守事項の設定)</p> <p>セミナー</p> <p>然とした姿勢が取れるよう研修が必要で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人の状態像の把握ができる。 ●情報の制限をすることにより、刺激を抑えられる。 ●専門的治療教育の実践につながる。 ●本人の状態像について、あらゆる角度から検証することで把握が容易にできる。 ●社会のルールへの対応。
	6. 支援チームによる支援 (地域移行後)	<p>①初期定着期</p> <p>a 情報の共有化を図る(相談支援事業所、就業、 b キーパーソンとなる支援者の確保をする(家 c キーパーソンは必要に応じて男女1人ずつ配</p> <p>②中期定着期</p> <p>a 情報の共有化を図る(相談支援事業所、就業、 者職業センター、ジョブコーチ、弁護士、事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> *詳細は「別冊④地域生活支援センター編Ⅰ.受け入れマニュアル」を参照 ●単一事業所が抱える仕組みからチームアプローチへインフォーマルな資源開発も含め情報を共有する。 ●事業主もチームに入ることで支援の輪が広げられる。 ●借金対策、被害者への弁償等で弁護士の参加が必要となることがある。 <p>業、生活支援センター、家族、保護司) 族も含めたトータルマネジメント) 置することがある</p> <p>生活支援センター、ハローワーク、障害 主、家族)</p>

領域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
1. 法令遵守	7. 再犯時支援(地域移行後)	<p>①再犯により逮捕された場合は、速やかに所轄の ような状況にあるのか把握する</p> <p>②勾留されている場合は、本人と面会する</p> <p>③服薬の必要性など医療情報を伝える</p> <p>④当番弁護士の派遣を依頼する</p> <p>⑤支援会議を開催し本人の情報を収集、なぜ再犯 討する</p> <p>⑥本人の中で、地域生活上の情報や感情が混乱して 設の利用も考える</p> <p>⑦矯正施設入所中は、本人と連絡（手紙）をとり、 ⑧矯正施設入所後も継続的に面会する</p> <p>⑨関係機関への連絡と連携</p>	<p>警察に出向いて、担当刑事と面談し、ど に至ったのか、釈放後の支援について検 いる場合は、釈放後に一時的な入所施 設の利用も考える</p> <p>退所後の生活に向けて意識づけを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再犯に至った状況・原因を明確にできる。 ●面会の際にスタッフ全員が心配していることを伝えることで、再犯防止につながることもある。 ●関係機関との連携によりスムーズな支援ができる。 ●矯正施設の入所中から関わることで退所後の本人の安心につながる。

【環境的要因】

領域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
2. 生活基盤 ①住まいの 場の確保	1. 障害福祉施設利用 (ショートステイも含む)	<p>①入所期</p> <p>a 生活寮での生活支援（個室が理想である）</p> <p>i 必要物品の確保。（所持金が少なく自分では ii 寝具、家具など必要最低限の物品の確保。 iii キーパーソンを決める。（本人の相談窓口） *キーパーソンの位置づけ参照。 iv 生活寮内の役割に積極的に関わらせる。 v 食料品は豊富に準備し、不足感を与えない vi 所持金・年金・工賃の中から計画的な支出計 vii 決められた小遣いで施設内の自由な買い物 viii 余暇時間での買い物訓練。 ix 街から離す。（刺激が少ない場所）</p> <p>②中間期</p> <p>a 施設内自立訓練棟（職員宿舎等）での生活支 i 集団生活から小集団への生活。 ii 人間関係を構築する。 自分の役割を見つけ協力し合うことを体験 他者の意見を聞き入れる場を作る。（本人の iii キーパーソンを決める。</p> <p>③移行期</p> <p>a 地域での生活体験</p> <p>できるだけ早い時期に、本人の希望により、施 ト・民家での訓練）を経て、グループホームやア i グループホームか単独生活かを検討する。 ii 短期入所事業⇒グループホーム・ケアホーム・</p>	<p>準備できない い。 画を相談して決める。 物。（食品）</p> <p>援 させる。 相談窓口）</p> <p>設外の居宅生活訓練棟（地域のアパー パート生活等地域生活移行を支援。</p> <p>単独生活という方法も選択肢になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共に生活することで本人の理解を深められる。 (本人特有の障害を理解する) ●物欲を満たすことにより、情緒の安定が図られる。 ●社会適応能力を養える。 ●物心両面において情緒の安定が図られる。 ●個室が効果的。（自分が安心出来る場所の確保） 居室の鍵を持つことで安心できる。 ●集団の中で役割を見出すことで周囲から「ありがとう」と賞賛されることで初めて自分の存在を認められるということを体験できる。 ●罪の意識を持ち反省の姿勢を示す過程で、同時に次の生活への意欲モチベーションを高めていくきっかけを作っていく。 ●集団生活から小集団生活による自立を図る。 ●地域での生活への慣れ。 ●精神的に安定する。 ●他者との関係性を広められる。 ●他者の意見を聞く。 ●他者の決めた（作った）スケジュールから、自ら決める（作る）スケジュールへ変える。 ●生活における、安定感を得られる。 ●地域生活への意欲、再出発の意識化。 <p>*「別冊①障害福祉施設編Ⅰ.受け入れマニュアル」参照</p>

領域	支援方法	具体的支援方法		期待される効果
2. 生活基盤 ①住まいの場の確保	2. グループホーム・ケアホーム利用	①小集団の生活に慣れ、協力して生活できるよう ②社会人としての自覚の基、社会的ルールを守った ③食事管理・金銭管理・健康管理・相談の受け皿と ④地域の行事等には積極的に参加するように支援	支援する 生活が送れるよう支援する して事業所で支援する する	*「別冊③グループホーム・ケアホーム編Ⅰ.受け入れマニュアル」参照 ●地域住民としての自覚が生まれる。
	3. 単独生活	①単独生活の中で一般社会人としてのルールを守る ②金銭管理や健康管理、相談の受け皿として支援 ③地域の行事等には積極的に参加するように支援	り、地域生活に溶け込めるよう支援する チームを編成して支援する する	*「別冊④地域生活支援センター編Ⅰ.受け入れマニュアル」参照 ●地域住民としての自覚が生まれる。
②所得保障	1. 公的年金の取得	①入所時期 a 生活保護の取得の受給 i 矯正施設入所中に申請準備を行い、退所と・所持金（作業報奨金）の確認。 ~収入認定される場合がある。 ·家族との世帯分離。 ii 施設生活に必要な最低限度の所得保障。 利用料・食事・光熱費・医療費の保障。 b 障害者基礎年金の申請 障害基礎年金等受給者は、再交付手続き。 金融機関預金通帳作成。 c 成年後見制度の検討 d 医療機関受診（医療給付・年金申請のための i 障害者自立支援給付に関わる医師意見書 ii 障害者基礎年金診断書記入依頼。 ②地域移行期 a 就労による賃金と障害基礎年金等で生活保護解除し、自立させる b 金融機関預金通帳作成	同時に申請する。 受診をする) 記入依頼。 給付金を上回る収入を確保し生活保護を	●安定した生活の確保につながる。 ●今後の生活を考えられる。 ●所得の保障ができる。 生活費を確保することで、窃盗をする必要性が減少する。 *生活保護により、仕事をしなくても暮らせるということを学ばないよう配慮が必要である。
3. 健康管理 (一般的医療ケア)	1. 各医療機関との調整 健康の維持、精神的安定	①一般的医療ケアの受診 a 既往歴の確認（必要な治療の継続） i 精神科 合併症の確認（発達障害や統合失 安定剤の服薬がある場合には、内容の適正 ii 臨床心理士のカウンセリングを受ける。 b 地域移行までの各治療計画の作成と実施 内科・歯科・皮膚科・耳鼻科・眼科、アレル c 健康保険証の申請（生活保護であれば不	調症など) 化を図る。 ギー検査 要)	●健康管理による病気の早期発見・早期治療。 ●適切な医療が受けられているかの確認ができる。 ●定期的な通院、定期的なケア会議を通して処遇方針の統一を図る。 ●治療すべき所を科目ごとに計画的に治療にあたることで健康な身体になれる。

領域	支援方法	具体的支援方法		期待される効果
4. 家庭環境の整備	1. 家庭関係の修復	<p>①音信不通となっている家族関係の調整を、福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 両親・兄弟との関係調整 <ul style="list-style-type: none"> i 家族の感情、意思確認。 ii 面会や外出の依頼。 iii 入所時の衣類や小遣いの提供依頼。 iv 福祉制度上の身元引受人の依頼。 b 家族への本人の障害や犯罪行為に対する理 <ul style="list-style-type: none"> i 家族に対する障害特性の説明。 ii 犯罪に至った要因の説明。 iii 家族関係を良くしたい（一緒に生活したい） <p>②家族自体の生活が経済的に自立しておらず、本人</p> <ul style="list-style-type: none"> a 世帯分離による本人の自立支援と、家族支援 b 福祉事務所からの家族支援 	<p>事務所を通して依頼する</p> <p>解の支援</p> <p>という願望を持つていることの説明。 の収入に依存している場合の支援 を切り離す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族・学校・職場が本人の障害特性を理解せず、過剰な期待と無関心ゆえ、家族から距離を置いた生活を送ってきた事実を家族に伝えることで家族の本人理解へつながる。 ● 家族と一緒に暮らして自分が養いたいという本人の希望もあるが、どう接して良いのかわからなかつたり、家族も本人にどう接して良いのかわからないことが多い。的確な助言を行うことで家族への本人理解や犯罪行為に対する理解が深まる。 ● 家族自体の自立ができないため、家族も支援の対象として一体的な効果が期待できる。
	2. 家庭支援の依頼	<p>①家族との同居に向けての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 家族との関係修復が可能な場合の同居に向 b 障害特性と支援計画の説明と理解 c 支援チームへの参加依頼 <p>②家族自体の生活で養育が困難な場合の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 家族への経済的自立支援（生活保護等の所 b 相談支援として民生委員の派遣 c 家族自体が障害者世帯であることでの支援 金銭管理への支援 相談支援 d 家族自体の高齢化により介護保険事業による 	<p>までの準備</p> <p>得保障)</p> <p>支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人は同居を希望していることが多いことから、本人の心の安定が図られる。 ● 親族などの関与が想像される連絡、相談の場合、本人の状況が正確に伝わってこない場合があることから相談方法を見直し「母親の訴えによる相談」から「自分で電話する、出向く等の方法による相談」とすることで状況を的確につかむことができる。
5. 社会的リハビリ ①コミュニケーション	1. 安心できる生活の場の確保	<p>入所時から退所まで及び地域移行時から地域生活支援を行う</p> <p>①入所時（集団生活での安定）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 生活状況の観察（詳細なアセスメント） <ul style="list-style-type: none"> i ADLの状況、健康面の観察。 ii 健康面、対人関係、社会性等の観察。 iii 作業の見学（施設内）。 iv 受け入れ施設の職員による情報の共有。 v 生活状況等の援護の実施者への報告（利 b キーパーソンの配置 <ul style="list-style-type: none"> i 担当制により、なんでも話せる、相談や質問・悩みなどの回答はすべて担当者に集本人の味方であることの意識付けを行い信 ii 方向性について意見を言える係長クラスの iii 本人の意思確認 「どこで」「誰と」「どのように暮らしたいの 中長期における、目指すべき生活設計（地 	<p>への定着支援まで段階的に生活・就労</p> <p>用開始翌日、1週間単位）。</p> <p>問い合わせできる職員を位置づける。 中させる。 頼関係を作っていく。 職員を位置づける。</p> <p>か 域移行）の確認。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生き直しのきっかけづくりになる。 ● 規則正しい生活の構築により基本的な生活習慣が身につく。 ● 受け入れ機関への信頼づくり。 ● 安心できる又は信頼できる職員を作ることで本人の安心感が生まれる。 ● 本人を否定するのではなく、肯定することで、安心感をもつてもらい、本人の交友関係の幅を広げ、新たな選択肢を増やすことになる。 ● 悪まれない家庭環境の中で自信もない、どうしたら良いかわからない、甘え方もがわからない、どう決めて良いかわからない中で、愛情を持てる関係づくりを訓練することで自信をつけさせる。 ● 自分勝手に決めてしまい、相談することを身につけていないため相談する力がつく。 ● 相手の言うことを理解する。（状況認知） ● むずかしい場面での対応ができるようになる。（妥協、断る、謝る）

領域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
5. 社会的リハビリ ①コミュニケーション	1. 安心できる生活の場の確保	<p>c 対人関係能力への支援 i 毎日日記を書くことで、日々の生活を振り返 ii 毎晩、夜間勤務者とのミーティングを行い</p> <p>②中間期（集団生活から個室等での生活訓練、余暇活動）</p> <p>a 就労に必要な体力・挨拶の訓練 b キーパーソンの設定 c 個別支援計画の作成 d 障害福祉サービス事業（就労移行支援・生活訓練） i 交友・友人関係の調整。 ii エンパワーメント支援（本人活動等への参加）。 iii コミュニケーションスキルの開発。 iv 達成感の享受（能力による適正評価）。 v 障害者特性に配慮した支援を基底に。（発達障害・自閉症等の方への専門的支援） vi 社会資源。</p> <p>③地域移行期</p> <p>a 地域での生活を前提とした、社会体験の実施 i 地域の外出、住民との接する機会を増やす ii 単独での外出・買い物の機会を持つ。 約束事を決めて目的ある外出を行う。</p> <p>b 地域で生活する場合の社会資源を確認する i 障害者相談専門員、財産管理サポート事業、医療機関、行政手続き</p>	<p>る。 自分の意見を述べる機会を作る。 暇活動</p> <p>訓練) 加)。</p> <p>援)</p> <p>す。</p> <p>業、医療機関、行政手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分の気持ちを伝えられる。（あいさつ、協調、自己主張） 生活するうえで、課題が発生する度にどのように行動できたかを本人と共に振り返られる。 地域移行に必要な社会資源も本人と共通的イメージを持つことで、本人の願いがどこにあるのか、優先順位は何かを確認できる。 支援者が本人の地域での生活自立に関する将来像に対して具体的イメージを持つことができる。
	2. 地域生活定着（地域移行後）	<p>①チームケアによる支援</p> <p>a チームケアのもと支援する b 支援チームの編成 相談支援専門員、区市町村障害福祉担当課、ム・ケアホーム、居宅介護事業所、就業・生活在所（在所）で支援チーム。</p> <p>c 本人の情緒面・精神面でのキーパーソンを想 b 定期的に本人を含んだミーティングを開く 本人の生活状況、支援内容について振り返 e 必要最小限の範囲で情報の共有化を図る（区他機関へは本人の特徴、配慮すべき点のみを）</p> <p>②障害者相談支援専門員による定期的な支援</p> <p>a 手紙やメールでの定期的な連絡 b キーパーソンとしての位置づけ c 地域の社会資源の活用 d 本人と「立ち寄り先リスト」を作成する *相談支援専門員は1人で抱え込まないこと</p> <p>③送り出した施設でのレスバイト機能を位置づけ</p> <p>a いつでも帰れる場所としての設定をする</p> <p>④夜間の対応</p> <p>a 夜の外出が多く、緊急時の対応方法を事前に b 障害者相談支援事業所と障害者就業・生活支利用時にはサービス管理責任者などが中心となる c 翌日の仕事への影響が出やすいため、夜間外れる習慣をつける</p>	<p>保健所、日中活動事業所、グループホーム・支援センター、民生委員、医療機関（駐在する）、必要に応じて支援内容を修正する市町村・保健所等）</p> <p>り、伝え、犯罪履歴情報は最小限とする</p> <p>る</p> <p>決めておく</p> <p>援センター、グループホーム・ケアホームなる</p> <p>出時等の行き先場所等の連絡を必ず入</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職・支援チーム全体が本人の将来像・情緒面や表現の仕方の変化に対して具体的イメージを持つことができる。 移行に必要な社会資源も共通のイメージを持つことができ、本人の願いがどこにあるのか、優先順位は何かを支援チームが確認できる。 定期的な手紙での交信に対して、叱咤激励の返信をすることで心情の安定が図れる。 福祉に精通した相談支援専門員と連携することで、社会資源の多角的な活用が期待できる。 支援者間の連携が進むことによって、状況に応じて誰もがキーパーソンになれるようになる。 最終的に逃げ込める場所を持つことで、生活の中に安心感を持たせられる。 新たな犯罪に巻き込まれることを防げる。

領域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
② 社会生活技術	1. 金銭管理	<p>①計画性のある支出を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> a 本人の金銭管理力のアセスメント b 小遣いの自己管理 <ul style="list-style-type: none"> i 月の小遣いを決めて支援する。 ii 本人に収入見合いの支出指導。 出納帳による収支合わせの訓練。 iii貯蓄の設定。 c 買い物訓練により金銭感覚を習得する <ul style="list-style-type: none"> * 必要に応じて、食事のサポートも考える。→食も多い。 <p>②地域移行後の財産管理と生活費の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> a 社会福祉協議会の金銭管理サポートの活用 日常生活自立支援事業を活用する b 成年後見制度の区市町村の申し立てを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●金銭管理能力が身につき、金銭の大切さが理解できる。 ●家賃・光熱費等の自動支払いにより、居住の確保が容易にできる。 ●管理してもらうことによる安心感が生まれる。
	2. 余暇の支援	<p>・休日や連休において、目的のない自由時間は孤寂の使い方について、自分で組み立てられない者で支援者側で選択肢を設けながら、ある程度の例：休日の日課表と活動内容を一緒に表を使つ</p> <p>①創作活動</p> <ul style="list-style-type: none"> a 生活の中で必要なことを表現するだけでなく、を見つける <p>②趣味や楽しみ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 旅行などの計画・立案の助言 b 福祉サービスによる保養所などの活用 c サークル活動への参加（施設内・外） <p>③社会生活を送る上でのルールを守る</p> <ul style="list-style-type: none"> a 地域社会との関係 b 近隣住民との関係 <p>④地域移行後は、相談支援事業所がトータルコーカスを支える</p>	<p>べられないことから犯罪へつながることを前提とする</p> <p>独へとなり、再犯へつながりやすい。余も多い。初めは本人の能力・興味に応じ方向性を支援していく必要がある。 て組み立てていく。</p> <p>自分が感じていることを表現できる方法</p> <p>ディネートを行いながら、暮らしと働き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域での生活にゆとりを持つため、余暇活動を施設での生活段階から見出すことで心の安定につながる。 ●自分を表現できることで、ストレスを発散し、精神的に安定する。 ●余暇を充実させることで生き甲斐や楽しみを見出すことにつながる。 ●バスの乗り方等公共交通機関の利用の経験がないため、わからない場合があるが訓練することで利用の仕方が理解できる。 ●自分の健康状態の把握につながる。 ●地域力の向上とインフォーマルな資源の開発につながる。

領域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
5. 社会的リハビリ ③就労	段階的就労移行支援 1. 就労意欲の向上	<p>①第1段階（入所初期）</p> <p>a 就労体験</p> <ul style="list-style-type: none"> i できるだけ8時間の労働時間を作業場所にて過ごす。 ii 始業時の朝礼、終業時の反省会の実施。 iii 1か月間程度で作業種目を替え、適性を見ていく。 iv 仕事としての位置づけのもと作業活動に取り組む。 v 反省会時に日誌の記入。 <p>②中間期</p> <p>a 施設内作業に集中する</p> <ul style="list-style-type: none"> i 約束事を守る。 例▶挨拶をする。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 作業内容等について、職員の指示に従う。 ▶自分で判断して作業を行わない。 ▶道具類を勝手に持ち出さない。 ▶機械、スイッチ類は勝手に触らない。 ▶他の利用者と協力する。 ▶持ち場を勝手に離れない。 ▶終了時は挨拶をする。 b 施設外作業（施設内作業に追加）に集中する i 約束事を守る 例▶社会のルールを守る。 <ul style="list-style-type: none"> ▶体調不良等は、我慢せず訴える。 ▶礼儀正しく、まじめに働く。 ▶良好な人間関係を作る。 ii 事業所との連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> ▶トラブル時の迅速な対応と解決に向けての協議。 ▶通院、服薬管理等の医療的配慮。 ▶定期的巡回指導。 iii 通勤等交通機関の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業を通して協調性、集中力、持続力や適正などを判断することができる。 ● 本人の就労に対する意欲を見ることがある。 ● 自分に適した仕事を確認し、継続して行うことで自信と責任を持つことができる。 ● 就労した時の基本的な態度が身につく。 ● 就労を目標に、地域生活をイメージできる。 ● 事業所と連携・協力を図ることで社会適応能力を高められる。 ● 巡回支援により、精神的安定を図れる。
	2. 就職活動支援	<p>①作業適性の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 就労に向けた支援として作業適性の把握に努める。 ▶ 本人にあつた仕事内容を把握することにより、就職先のアドバイスを行う。 <p>②就職活動を本人と行う</p> <p>a ハローワーク登録支援</p> <ul style="list-style-type: none"> i 面接の練習。 ii 履歴書記入の練習。 iii 就職先を自分の希望で探すこと。 <p>③職場見学の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> * 沢山の業種を見て希望職種をしぼり実習した効果的である。 事前に面接を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス利用時に具体的な仕事のイメージを作ることで、本人の望む職種・働き方（時間）等・本人の望む給与・休暇等を明確にし、就職活動につなげることができる。 ● 適正を見極めることにより本人に適した仕事が見つけられる。 ● 就労先を自分で探すことにより、大切にし、責任感と達成感を感じさせる。 ● 本人が就職するときの手続き等について理解ができる。 ● 職場を実体験することで働くことへの意識づけになる。 ● 適性を評価し説明することにより、自己認識をし、今後の生活を考えることができる。 ● 今後の生活について、具体的なイメージができる。

領域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
5. 社会的リハビリ ③就労	2. 就職活動支援	<p>④職場実習</p> <p>1日～3日の体験実習から2週間～1か月の実習のアセスメントを取ることができる。会社・業種でのキーパーソンづくりのためにも有効的である。</p> <p>a 約束事</p> <p>例 ▶挨拶、返事をはつきり聞こえるようを行う ▶現場担当者からの指示に従う。 ▶わからないことは自分で判断せずに、現場 ▶ミスをした場合はそのままにせず、現場担 ▶指示なく機械操作しない。 ▶身支度は清潔感のある物にすること。頭髪</p> <p>b 職場実習(実習計画書による確認、約束)</p> <p>c 実習終了後に実習についての反省会を行う。</p> <p>* 雇用前提の実習の時は雇用前支援を活用することができ、職場定着支援につなげやすくなる</p> <p>* トライアル雇用の場合の賃金目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ●週5日、月8万円を目標とする。 ●障害基礎年金6.6万円と合わせて自立を目指す。 ●都道府県により最低賃金が違うが、650円になると、約8万円の収入が見込める。トライアル雇用中に会社に助成金が入るからと移った後に収入が下がる場合があり、本人のモチベーションの低下に影響する。 <p>[犯罪歴の事業主・ハローワークへの告知について] ハローワーク等の公的機関に対する履歴書の記載。(事実と異なることを記載することはできない) 矯正施設に入所していた経験については履歴事載という方法もあり得る。 事業主に対して職場実習・トライアル雇用・正式を伝えるかは事業主によって異なることから、支本人が職場に慣れるにつれ、事業主や同僚に自信関係が保てないと解雇の理由にされる場合も、主からも適切な支援を得られることもある。むろん象は最初から大幅に縮小されることが考えられ</p>	<p>の段階的な実習を入れることで、事業所によって約束が違ってくることや、会社の担当者に質問する。当者に報告する。はまとめること。</p> <p>と、スタートからジョブコーチも支援に入る。</p> <p>指す。の1日6時間勤務を目標にスタートがきアル雇用中に会社に助成金が入るからと移った後に収入が下がる場合があり、本</p> <p>て】提出において、虚偽の記載は違法となり項にあたるが、本人の判断により、不記</p> <p>雇用という、どの段階で事業主に経験者として判断に迷うところである。ら話してしまうこともあり、後で知つてもある。一方、事前に伝えることで事業者、経験を知らせることで、就労先の対応。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●職業評価を受けることにより、仕事の適性の把握が確認できる。 ●課題を設けることで、目標を明確にすると共に、自信がつけられる。 ●会社でのルール・マナーの習得につながる。 ●実習終了後に反省会を行い、反省点をどのように改善するかを話し合うことで次への実習に生かせる。 ●事業者からの評価を得ることにより、本人の意欲の向上と共に、問題点・課題を明確にできる。 ●将来の生活設計(金銭面)のイメージをつけられる。 ●犯罪被害者に対して刑期を終えても、社会的更生を行うことで、人生をかけて償い続けることを示すことができる。
	3. 就労定着支援(地域移行後)	<p>①初期定着期</p> <p>今後の暮らしに対する本人の希望</p> <p>a 定期的な電話、訪問等の形で事業所との連絡 ジョブコーチによる集中支援。 →事業所での集中支援と仕事後のフォローアップ。</p> <p>b 留意事項</p> <p>i 就労による本人の欲求対応の他にも、社会機会が必要である。</p> <p>ii 本人対一機関の関係ではなく、関係機関同士ある。</p>	<p>を行う</p> <p>的常識、他者との協調性について学ぶ</p> <p>の情報共有、対応方法の検討が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●就労状況を定期的に確認することで、本人に対して緊張感を持たせる。 ●就労中における諸問題への対応が可能になる。 ●就職がゴールではなく就職がスタートであるという設定をし、夢や希望を話し合うことで仕事の必要性を見い出し、更なるステップが望める。 ●ジョブコーチによる事業所での課題分析等を通して、本人の仕事を解りやすく伝え、事業所内のキーパーソンを構築し、フェイディングを意識した支援により、より自然な関係性を事業所内で構築することができる。

領域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
5. 社会的リハビリ ③就労	3. 就労定着支援(地域移行後)	<p>iii) 作業時における約束事を決め、守る。 (持ち場を勝手に離れない、終了時は後片付約束事を守る。 例▶ストレスが溜まつたら家族（親）を中心 ▶イライラして仕方ないときは仕事を休 iv) 作業状況の観察。 (作業場所への付き添いから単独へ、作業所外作業へ)</p> <p>②中期定着期</p> <ul style="list-style-type: none"> a 障害者職業・生活支援センターによる定着支援 b ジョブコーチによる定着支援 c 就労支援員、ジョブコーチによる企業支援 d 各分野でのキーパーソン配置 e 施設内作業、外勤（就労実習）等作業活動の実施（社会適応訓練） f 就労先（事業所）の関係 小遣いのアップなど働いたことによってのメ 	<p>けをする) とした誰かに相談すること。 み、相談すること。 時間は半日から一日へ、所内作業から 援 実施（社会適応訓練） リットを本人に解りやすく伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の安定のため、適切なアドバイスを行うことにより、離職しないような解決方法を支援できる。 ●困ったこと、悩んでいること等を話すようになる。 ●様々な機関の連携で定着がより効果的なものになる。 ●事業所を巻き込んだ形で支援を展開することにより、人事異動による職場環境の変化・上司・キーパーソンの離職等の変化にも柔軟に対応でき、本人の不安要素を取り除くことができる。 ●移行期をチーム支援を行いながら移行することで、働くと暮らすを一体的に支援を展開でき、企業にとっての不安要素を取り除くことができる。 ●仕事に慣れ始めると、従業員の対応等周りの環境にも変化が見られる。会社から望まれることもでてくるので、小遣いアップや旅行、本人活動など、生活の幅を広げる支援を行うことにより、仕事に対する意欲につながる。 ●各専門機関との連携により、的確な支援の実施につながる。 ●企業支援を行うことにより、問題、課題への早期解決が図れる。
	4. 離職した場合の支援(地域移行後)	<p>①離職の予兆の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> a 訪問（職場訪問・家庭訪問） <ul style="list-style-type: none"> i 本人は身体的理由の他、仕事のあれこれが ii 欠勤状況の確認する。 iii 支援者との「辞めたい」という以外のコミュニケーションの理由がわからないまま離職する場合がある。 <p>②再就職に向けての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 本人の状況確認 <ul style="list-style-type: none"> i 自分からほとんど話さず、欲求がある場合 い。 b 再就職に向けての支援 <ul style="list-style-type: none"> i 就職の前段階の支援から試みることを提案 ii 時間をかけ、仕事を辞めた理由、仕事に関する iii 「働きたい」という本当の理由の確認をす iv 他の支援機関担当者等とコミュニケーション v 「家族と一緒に暮らす」ことを続けるために る。 vi 通常の職場訪問で仕事の様子確認はでき うえで支援をしていくには犯罪歴を事業主 	<p>嫌と言い出す。 ニケーションが困難な状況に陥り、本當 る。</p> <p>の伝達方法が屈折した表現になりやす する。 する考え方を確認する。 る。 ン等の訓練をする。 はどうしたらよいか確認する必要があ ていたが、本人の内面の変化を把握した に伝えることがよい場合も考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●再チャレンジの仕組みづくりと本人の希望に沿った実際のアプローチによる就労意欲への助長につながる。 ●チーム支援を行うことで、離職した時から再就労のアプローチまでスムーズな移行ができる。 ●離職の権利を守る。離職してもチャレンジできるような仕組みを作ることで、ネガティブではなくポジティブに捉えられるような支援ができる。

資料④ 支援プログラム様式

①アセスメント表(入所調査時用)

(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)		
本籍			
矯正施設前居住地	居住地(生活実態のあった所)	○○県○○市○○○	
	住所地(住民票のあった所)		
矯正施設名	○○刑務所(○○県○○市)		
本件犯罪 (非行)内容			
本件に至った 経緯・要因			
帰住予定地			
刑期満了日	平成 年 月 日 (仮釈放 平成 年 月 日)		
家庭環境	《両親・家族等》		
	《祖父母・親戚等》		
	《経済状況》		
身元引受人	仮釈放時 施設職員／利用契約 (父・母)		
生育歴	《幼児期からの主要な経歴》		
	《学校・施設・就職経験》		

心身状況	知能指数 IQ	田中ビネー・WISC III (言語性)(動作性)		
	身長 cm	CAPAS (検査日 平成 年 月 日)		
	身体障害	体重 kg		
	精神疾患			
福祉サービスの 利用状況	内部疾患			
	服薬状況			
	療育手帳 有(判定 身障手帳 有(判定	判定日	判定機関)・無 判定日 判定機関
これまで受給していた福祉サービス				
本人の意思確認 (主訴)	所得保障	現在の所持金 見込み	(円 円)
	障害基礎年金等年金の取得 生活保護	有()・無
施設の利用を 必要とする理由				
当面の処遇方針				

②アセスメントからのチェックシート

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域

③プランニング表（個別支援計画表）

氏 名	記録日		平成 年 月 日	
支援の領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏名	記録日	平成 年 月 日
総合的支援目標	総合的達成状況	



支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容

事例集

事例集

III

これまでに先駆的に施設・地域生活支援センター等で支援した内容を今回の研究における支援プログラムモデルに沿って作成・検証していただきました。

個人情報保護の観点から、次の点に留意しました。

- 地名・氏名は明記していません。
- 年齢・経過は架空です。
- アセスメント内容の一部は架空・創作しています。また、削除しています。

【地域生活支援センターでの支援事例】

① Iさん
22才 男性



矯正施設退所後、障害者相談支援事業所で通所作業所につなぎますが、現在は障害者支援施設を利用し、ケアホームへの入居を目指しています。

② Jさん
41才 男性



矯正施設を退所後、障害者支援施設の短期利用を経て、グループホームでの生活をはじめ、就職を目指しています。

【事例1】

① Iさん
22才 男性



矯正施設退所後、障害者相談支援事業所で通所作業所につなぎますが、現在は障害者支援施設を利用し、ケアホームへの入居を目指しています。

①アセスメント表（入所調査時用）

(ふりがな) 氏名	Iさん	性別	(男) · 女
生年月日	昭和・平成 62年〇月〇日(22才)		
本籍	〇〇県〇〇市〇〇〇		
矯正施設前居住地	居住地(生活実態のあった所) 〇〇県〇〇市〇〇〇 住所地(住民票のあった所) 同上		
矯正施設名	指定医療機関〇〇病院		
本件犯罪 (非行) 内容	(強盗未遂・鉄砲刀剣類所持等取締法違反) コンビニエンスストアにおいて、店員に対し、カッターナイフを突きつけて脅迫し、反抗を抑圧して現金を強取しようとしたが、その目的を遂げなかった。 (具体的な内容) 平成20年〇月〇日「もっとお金を持ち、女遊びをしたい」と思い、強盗することを思いついた。従業員に対して「金を出せ」と言いカッターナイフを突きつけ脅迫した。本人は店の出入り口を何度も向き、キヨロキヨロしていたため、その隙に被害者が同店事務所に逃げ込んだため、その目的を遂げなかった。その後、自宅に戻るか数日後に被害者が対象者を発見し、警察に通報し、同日逮捕された。		
本件に至った 経緯・要因	20歳頃から独り言や空笑が激しくなり、両手を繰り返し握るなどの行為も激しくなった。平成20年〇月〇日「もっとお金を持ち、女遊びをしたい」と思い、強盗することを思いついた。		
帰住予定地	障害者支援施設		
刑期満了日	平成20年〇月〇日、懲役3年執行猶予付保護観察5年の判決		
家庭環境	《両親・家族等》 父 死亡 母と兄2名 《祖父母・親戚等》 母の内縁の夫 《経済状況》	父 (死亡) 母 男 兄 兄 本	
身元引受人	母		

生育歴	<p>《幼児期からの主要な経歴》 出産後、発達の遅れを指摘されたことはなかった。幼稚園で問題を指摘されることはなかったが、母親はあまり自発性がないという印象を持っていた。8歳の頃、父が他界。</p> <p>《学校・施設・就職経験》 · 小学校では成績が悪く、友人は少なかった。自宅でテレビを観たりベッドで横になつたりすることが多かった。特殊学級に入ることを勧められることはなかった。 · 中学校でも同様であったが3年間サッカーチームに所属していた。高校に入学するまで祖父母が着替えをさせ、学校まで送り迎えした。 · 中学2年の頃、母、内縁の夫、2人の兄と一緒に生活するようになった。 · 高校は定時制高校に入学。時々無断外泊。高校での成績はかなり悪かつたが、留年せず卒業した。 · 卒業後、母の内縁の夫の紹介でコンビニエンスストアにてアルバイト。2日間真面目に仕事をしたが、遅刻が重なったため1週間で辞めさせられた。その後、スーパーで働き始めるも、手先が不器用でうまく仕事ができず2週間の研修期間中に解雇。 · その後、ハローワークで就職の相談をしたが、資格を持っていないにもかかわらず、資格が必要な職種の求人票を窓口に持ってくるなどしていたため、ハローワークの職員が対象者の発言を奇異に思って、職員が家族に県知的障害者更生相談所に相談することを勧めた。(療育手帳B)障害者職業センターで8週間の職業訓練終了後、通所作業所に通う。 </p>	<p>療育手帳 有(判定 B 判定日 19年〇月〇日 判定機関 県知的障害者更生相談所)・無 身障手帳 有(判定 判定日 判定機関)・無</p> <p>これまで受給していた福祉サービス 障害者職業センターで8週間の職業訓練 訓練終了後、通所作業所利用(3か月)</p> <p>所得保障 現在の所持金 見込み (5,000円) 障害基礎年金等年金の取得 有(2級)・無</p>
	<p>福祉サービスの利用状況</p>	<p>本人の意思確認(主訴)</p>
心身状況	<p>知能指数 IQ 60代 田中ビニー WISC III (言語性)(動作性) CAPAS (検査日 平成 年 月 日)</p> <p>身長 ○○○cm 体重 ○○kg</p> <p>身体障害</p> <p>精神疾患 鑑定入院時の診断は、軽度知的障害、統合失調感情障害、躁病型であり、治療を目的に指定医療機関に入院。入院時より、一過性に性的、誇大的な発言を認めたものの、持続する気分の高揚や爽快さ、不機嫌ではなく、多弁・多動・行為心迫も目立たない。 集中力を欠くものの、注意の転導性亢進も認めていない。同様に持続した幻覚、妄想、まとまりのない会話、緊張病性の行動、陰性症状も認めていないということから、今まで観察されていた統合失調感情障害の症状であると考えられていた症状は、精神遅滞による被影響性、被刺激性の高さから環境に反応したものである可能性が高いと考えて軽度精神遅滞のみの診断となった。 障害者支援施設入所後、指定入院医療機関での投薬を継続。嘱託医より統合失調症の診断を受ける。 入所後、本人が安定をしていること。本人より朝は眠いと訴えがあることから安定剤は中止となる。</p> <p>内部疾患</p> <p>服薬状況 安定剤・睡眠導入剤</p>	<p>作業所に行きたい。</p>
	<p>施設の利用を必要とする理由</p>	<p>家庭での受け入れが困難なため生活する場所がない。</p>
	<p>当面の処遇方針</p>	<p>本人・家族・保護司・障害者支援施設にて連携を取りながら支援を行う。</p>

②アセスメントからのチェックシート

視点	犯罪に至った要因	支援の目標	領域
就労	仕事については長く働くことができなかった。	本人に合った日中活動を提供する。	社会的リハビリ
精神的安定	事件前までは精神的に不安定であった。	落ち着いて安定した生活を送ることができるように支援する。	健康管理
罪の認知	強盗未遂・鉄砲刀剣類所持等取締法違反事件を起こした。	再び罪を犯すことがないように支援していく。	法令遵守

③プランニング(個別支援計画表)

氏名	Iさん	記録日	平成20年〇月〇日	
支援の領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者
社会的リハビリ 社会生活技術	本人に合った日中活動を提供する。	本人に合った作業を提供し、本人のペースで取り組む。声かけて励ましたり、給料の支給やその説明をしたりし、労働意欲を高め、本人のやる気を引き出しながら継続して作業に打ち込めるよう支援する。	週5回	施設職員
	落ち着いて安定した生活が送ることができるように支援する。	施設での生活ルールを守り、日中は仕事に打ち込み、夜はきちんと就寝するという生活を送ることができるよう見守る。	毎日	施設職員
健康管理	きちんと服薬ができるように確認し、医師・看護師と連携する。	きちんと服薬ができるように確認し、医師・看護師と連携する。	毎日	施設職員 看護師
	再び罪を犯すがないように支援していく。	本人の表情や何気ない仕草など、心の訴えのサインを見逃さず、コミュニケーションを図り、心の隙間を埋めていく。話をする中で不適切なことを考えていれば、間違ったことを正し、適切な方向を導く。	毎日	施設職員
法令遵守	保護司との面会日の調整や情報提供を行う。	保護司との面会日の調整や情報提供を行う。	随時	施設職員 保護司

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏名	○さん	記録日	平成21年○月○日
総合的支援目標		総合的達成状況	
規則正しい生活が送ることができるよう、日中活動を提供し、落ち着いた生活環境を提供する。このことで、精神的安定を図り、再び罪を犯すことがないように支援する。		日中は作業に参加し、夜間は24時間体制の見守りの中で十分な睡眠が取れており、服薬も医師・看護師と連携し適切に行われている。また、罪を犯すことがないよう、本人の様子をよく観察し、早期に対応ができている。	
支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
社会的リハビリ 社会生活技術	本人に合った日中活動を提供する。	本人に合った作業の提供や作業参加を促すことについてはほぼ達成している。しかし、作業に遅刻することや、技術的な面で課題が残っている。 本人との面会の中で、本人は「今は楽しく頑張っている」と話している。	支援計画に沿って、継続した支援を行う。
健康管理	落ち着いて安定した生活が送れるように支援する。	施設では特にトラブルもなく、落ち着いて過ごすことができている。入浴後、眠前薬を服用し10時には就寝。7時に起床という、落ち着いた生活を送ることができている。服薬についても看護師・医師と定期的に情報を共有している。	支援計画に沿って、継続した支援を行う。
法令遵守	再び罪を犯さないように支援していく。	本人に対してきめ細かい様子観察や積極的なコミュニケーションが行われ、気になることがあればすぐに対応されている。本人に情緒の乱れではなく反社会的な考えが表れていなかつた。 保護司とは一度面会し情報提供されている。	支援計画に沿って、継続した支援を行う。

コメント

本ケースに関しては、鑑定入院中に援護の実施者から相談支援事業所に相談があり、退院後につなげる支援会議等を事前に実施できました。

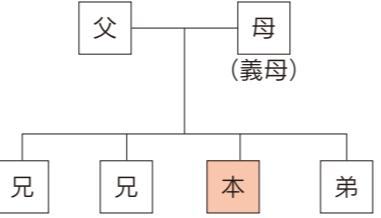
また、入院中には帰住先となる支援施設の職員（キーパーソン）が面会等にも赴いたことにより、実際の支援前から関係性を作ることができたことは、退院後の支援においても、本人や家族の方にとって大変有効なものになりました。

現在は、障害者支援施設において『生活訓練事業』を利用しており、2年間の訓練期間終了後は、同法人が運営するケアホームに入居し、日中は通所事業所（生活介護もしくは就労継続）を利用することが想定されますが、支援施設同様ケアホームにおいても夜間の見守り、医療面や心理面でのアプローチは欠かすことができません。

「悪いことをした」という、本件についての犯罪認知はできていますが、その他環境や刺激により他の犯罪を引き起こす可能性が全くないわけではなく、環境設定が今後は大変重要になってきます。

本件に至る過程において、一度は障害福祉サービス（通所作業所）を利用しましたが、数か月で自らの意思において通所を辞め、その後は障害福祉サービスを受けていなかったという事実があります。仮にサービスを継続していたとしても、本件を防げなかったかもしれませんか、逆に防ぐことができた可能性もあります。

そういう意味では、通所事業所を辞めた後も何らかの支援体制を継続していくことが、犯罪防止のための大きな課題だったといえます。

【事例2】 (2) Jさん 41才 男性			
 <p>矯正施設を退所後、障害者支援施設の短期利用を経て、グループホームでの生活をはじめ、就職を目指しています。</p>			
①アセスメント表(入所調査時用)			
(ふりがな) 氏名	Jさん	性別	(男)・女
生年月日	(昭和) 平成 43年〇月〇〇日(41才)		
本籍	〇〇県〇〇市〇〇〇		
矯正施設前居住地	居住地(生活実態のあった所)	〇〇県〇〇市〇〇〇	
	住所地(住民票のあった所)	〇〇県〇〇市〇〇〇	
矯正施設名	〇〇刑務所(〇〇県〇〇市)		
本件犯罪 (非行)内容	家宅侵入にて二度起訴され、執行猶予中に傷害罪で起訴され懲役1年		
本件に至った 経緯・要因	家族とは離縁。固定した就職先がなく、その日暮らしをしていた。野宿を繰り返しており、いつものようにショッピングセンター街のベンチで寝ていたところ、店員に注意を受け、噛みついてしまった。		
帰住予定地	未定		
刑期満了日	平成21年〇月〇日(仮釈放 平成 年 月 日)		
家庭環境	<p>《両親・家族等》 二度の家宅侵入の事件から、父親が本人の勘当を宣告し、父親や兄弟との関係が途絶える。母親(義母)は心配はしているものの関わりはない状況。</p> <p>《祖父母・親戚等》 親戚等の関わりはない。</p> <p>《経済状況》 両親は年金暮らし。長男は自己破産している。</p>		
身元引受人	仮釈放時 施設職員 ／ 利用契約 検討中		

生育歴	<p>《幼児期からの主要な経歴》 〇〇小学校卒業後、〇〇養護学校中学部入学と同時に、児童入所施設〇〇措置となる。中学部卒業と同時に株式会社〇〇就職し社員寮に入居となる。18年勤めた後、社員とのトラブルで退社。その後、職を転々とする。 その間に、二度の家宅侵入で逮捕され、家族とも離縁になり、住む場所を失い、野宿生活となる。日雇いの仕事で何とか生計を維持するものの、苦しい生活状況が続き、ショッピングセンターで起きた店員とのトラブルにより服役することとなる。</p>		
心身状況	<p>知能指数 IQ 50代 田中ビニー・WISC III (言語性)(動作性) CAPAS (検査日 平成 年 月 日) 身長 〇〇〇cm 体重 〇〇kg</p> <p>身体障害 なし 精神疾患 なし 内部疾患 なし 服薬状況 なし</p>		
福祉サービスの利用状況	<p>療育手帳 (有)(判定 B 判定日 昭和55年〇月〇日 判定機関 〇〇福祉センター)・無 身障手帳 有 (判定 判定日 判定機関)・無</p> <p>これまで受給していた福祉サービス 児童期の措置による児童施設入所のみ</p> <p>所得保障 現在の所持金 見込み (約15,000円) 障害基礎年金等年金の取得 有 ()・無 生活保護 (刑務所所在地市町村にて取得)</p>		
本人の意思確認(主訴)	家庭には戻れないので、住む場所と仕事を探したい。		
施設の利用を必要とする理由	家族とは離縁状態であり、家庭に戻ることは困難な為、福祉サービスを利用しながら生活の立て直しをする必要がある。		
当面の処遇方針	<p>相談支援事業所を中心に、短期入所事業所、就業・生活支援センター等で連携を取りながら、居住地の確保を最優先させる。</p> <p>併せて、国民健康保険の手続きや、障害者基礎年金などの各種手続きを行いながら、就労支援を行っていく方向で、関係機関と連携を取りながら進めることとなる。</p>		

②アセスメントからのチェックシート

視点	犯罪に至つた要因	支援の目標	領域
罪の認知	●困った時に相談できる人がいなかった ●生活する場所がなかった	●レポートの形成とキーパーソンを作る ●本人が希望する暮らしと一緒に考える	社会的リハビリ 生活基盤
就労	●仕事が日雇いで安定しなかった	●就労支援策を利用しながら、働きやすい職場環境を構築する	所得保障
安定した生活	●収入の確保	●障害基礎年金の申請を行う	生活基盤
対人関係	●ストレスの発散が上手くできなかつた ●友人の仲間になるために言わされたことはなんでも断ることができないなかつた	●コミュニケーションスキルの習得と信頼できる人間関係の構築	対人関係

③プランニング表（個別支援計画表）

氏名		記録日	平成21年〇月〇日	
支援の領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者
法令遵守	社会のルールの確認 相談できる人を作る	①困った場合の対応の仕方と確認をすることを意識していく。 ②相談できる人を作っていく。	週1回 随時	生活支援ワーカー 施設職員 相談支援専門員
就労	働き方と一緒に考える	①体験実習を通して自分に合った職業を探す。 ②働く場面での相談できる人を作る ③会社でのマナーや対人関係について実際の場面で習得する ④就労が決まるまでの間、スムーズに就労できる様に体力維持に努める	随時 随時 随時 随時	就労支援ワーカー ハローワーク 職業センター 施設職員 実習先担当者
生活基盤	●住む場所を一緒に探す。 ●これからの暮らしを一緒に考える	①グループホームの見学、体験を行う。 ②不動産をまわり、アパートを探す。 ③障害者基礎年金の申請。 ④国民健康保険の手続き。	随時	生活支援ワーカー 相談支援専門員

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏名	Jさん	記録日	平成21年○月○日
総合的支援目標			総合的達成状況
本人らしい暮らしの再出発			関係機関が連携を取りながら支援を進めることによって、生活場所が年明けから短期入所からグループホームに移行となる。就労についても、実習や短期の仕事をつなぎながら、年明けに採用予定の企業の実習に入ることとなる。

IV

資料

支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
法令順守	社会のルールの確認 相談できる人を作る。	生活支援ワーカーや相談支援専門員、施設担当職員との関係性が良好であり、信頼関係は構築されつつある。	継続
就労	働き方と一緒に考える	働きたいという意思は強く、各実習の評価は高い。また、仕事が見つかるまでの間の所得は、短期入所事業所の清掃業務を契約し、生活維持につなげた。	継続 年明けより本格的な企業実習に入り、ジョブコーチ制度を活用し就労の予定で進める。
生活基盤	●住む場所と一緒に探す。 ●これからの暮らしと一緒に考える	家族と離縁状態の本人にとっては、短期入所事業利用の為、生活保護が使えず、早い段階での地域生活をスタートできるよう、グループホームの見学、体験を行った。最終的なアパート暮らしに必要な準備金等の確認は済んでおり、年明けにはグループホームの生活をスタートさせる予定。 相談支援専門員と行政手続きを行う。	継続 グループホームの生活がスタートした時点で、ケア会議を開催し、次のステップに向けた支援計画を作成する。

1. 地域生活移行個別支援特別加算 94
 2. 平成20年度矯正統計 96
 3. 矯正施設での面会の質問項目事例 100
 4. 合同支援会議報告書様式 106

1. 地域生活移行個別支援特別加算

○共同生活介護サービス費(ケアホーム)

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき6,700円加算
----------------	---------------

○共同生活援助サービス費(グループホーム)

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき6,700円加算
----------------	---------------

○生活訓練(宿泊型自立訓練)サービス費

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき6,700円加算
----------------	---------------

○施設入所支援サービス費

地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	1日につき 120円加算
地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	1日につき3,060円加算

地域生活移行個別支援特別加算の取り扱い

(共同生活介護サービス費、共同生活援助サービス費、生活訓練サービス費)

(一) 対象者の要件

地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設(刑務所、留置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放(以下「退所等」という。)の後、3年を経過していない者であつて、保護観察所との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所との調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

(二) 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置するべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、自立支援法協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議していくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(三) 支援内容

- 加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。
 - ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門支援(教育又は訓練)が組み込まれた、共同生活介護計画の作成
 - イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
 - ウ 日常生活や人間関係に関する助言
 - エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
 - オ 日中活動の場における緊急時の対応
 - カ その他必要な支援

地域生活移行個別支援特別加算の取り扱い (施設入所支援サービス費)

(一) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置するべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な人員を確保することが可能な体制、有資格者による指導体制及び精神科を担当とする医師により月2回以上の定期的な指導体制が整えられていること。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(二) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)

ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していないものであつて、保護観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものとする。

- (ア) 本人の関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成
- (イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- (ウ) 日常生活や人間関係に関する助言
- (エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- (オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応
- (カ) その他必要な支援

2.平成20年度矯正統計 (矯正施設における知的障害者の統計状況)

国立のぞみの園

①新受刑者 精神診断

調査区分		総 数	精神障害なし	知的障害	精神障害	精神病	その他の精神障害	不 詳
平成15年	総数	31,355	29,405	324	174	313	1,099	40
	男 女	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
平成16年	総数	32,090	30,085	271	141	322	1,250	21
	男 女	30,089 2,001	28,390 1,695	259 12	126 15	290 32	1,005 245	19 2
平成17年	総数	32,789	30,608	287	125	435	1,304	30
	男 女	30,607 2,182	28,764 1,844	276 11	111 14	397 38	1,032 272	27 3
平成18年	総数	33,032	31,223	265	103	345	1,060	36
	男 女	30,699 2,333	29,223 2,000	253 12	88 15	293 52	815 245	27 9
(うち、少年刑務所)		52	52	-	-	-	-	-
平成19年	総数	30,450	28,719	242	109	253	1,116	11
	男 女	28,272 2,178	26,802 1,917	235 7	90 19	192 61	944 172	9 2
(うち、少年刑務所)		42	42	-	-	-	-	-
平成20年	総数	28,963	26,887	237	161	384	1,214	80
	男 女	26,768 2,195	24,981 1,906	228 9	127 34	338 46	1,029 185	65 15
(うち、少年刑務所)		63	60	-	-	-	3	-

②新受刑者の入所回数(平成20年度)

調査区分		総 数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6~9回目	10回目以上
全体	総数	28,963	13,347	5,130	3,077	1,993	1,366	2,724	1,326
	男 女	26,768 2,195	11,930 1,417	4,785 345	2,863 214	1,907 86	1,317 49	2,662 62	1,304 22
	%	100%	46.1%	17.7%	10.6%	6.9%	4.7%	9.4%	4.6%
知的障害者	総数	237	82	52	23	19	12	24	25
	男 女	228 9	79 3	48 4	21 2	19 0	12 0	24 0	25 0
	%	100%	34.6%	21.9%	9.7%	8.0%	5.1%	10.1%	10.5%

③新受刑者の知能指数

*知能指数の数値は矯正協会作成の心理測定検査(CAPAS)によるIQ相当値を表示している。

調査区分		総 数	49以下	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100~109	110~119	120以上	テスト不能
平成15年	総数	31,355	1,234	1,957	3,768	6,991	8,560	5,218	1,540	266	40	1,781
	男 女	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
	%	100%	3.9%	6.2%	12.0%	22.3%	27.3%	16.6%	4.9%	0.8%	0.1%	5.7%
平成16年	総数	32,090	1,241	2,053	3,878	7,159	8,802	5,399	1,565	248	58	1,687
	男 女	30,089 2,001	1,173 68	1,910 143	3,643 235	6,743 416	8,331 471	5,101 298	1,485 80	238 10	56 2	1,409 278
	%	100%	3.9%	6.4%	12.1%	22.3%	27.4%	16.8%	4.9%	0.8%	0.2%	5.3%
平成17年	総数	32,789	1,351	1,937	4,102	6,998	8,574	5,670	1,783	287	52	2,035
	男 女	30,607 2,182	1,266 85	1,806 131	3,868 234	6,590 408	8,042 532	5,316 354	1,689 94	269 18	51 1	1,710 325
	%	100%	4.1%	5.9%	12.5%	21.3%	26.1%	17.3%	5.4%	0.9%	0.2%	6.2%
平成18年	総数	33,032	1,349	1,974	4,240	7,501	8,305	5,647	1,883	303	65	1,765
	男 女	30,699 2,333	1,255 94	1,853 121	3,988 252	7,024 477	7,742 563	5,301 346	1,775 108	286 17	64 1	1,411 354
	%	100%	4.1%	6.0%	12.8%	22.7%	25.1%	17.1%	5.7%	0.9%	0.2%	5.3%
(うち、少年)		52	-	-	3	11	17	11	6	-	-	4
平成19年	総数	30,450	1,233	1,702	3,785	7,265	7,656	5,042	1,810	293	59	1,605
	男 女	28,272 2,178	1,135 98	1,597 105	3,523 262	6,684 581	7,148 508	4,734 308	1,709 101	278 15	55 4	1,409 196
	%	100%	4.0%	5.6%	12.4%	23.9%	25.1%	16.6%	5.9%	1.0%	0.2%	5.3%
(うち、少年)		42	-	-	2	6	18	8	4	1	-	3
平成20年	総数	28,963	1,232	1,742	3,729	6,726	7,039	4,970	1,757	288	53	1,427
	男 女	26,768 2,195	1,126 106	1,598 144	3,463 266	6,211 515	6,516 523	4,633 337	1,671 86	273 15	52 1	1,225 202
	%	100%	4.3%	6.0%	12.9%	23.2%	24.3%	17.2%	6.1%	1.0%	0.2%	4.9%
(うち、少年)		63	-	-	3	10	20	11	12	3	-	4

2. 平成20年度矯正統計（矯正施設における知的障害者の統計状況）

④新規受刑者 知的障害者の罪名（平成20年度）

窃 盗	強制わいせつ・同致死傷	詐 欺	覚せい剤取締法	強姦・同致死傷	横領・背任	放 火	強盗致死傷	殺 人
110 (139)	17 (7)	14 (10)	11 (14)	9 (1)	9 (8)	7 (8)	7 (4)	6 (0)
傷 害	住居侵入	道路交通法	恐 喝	強 盗	鉄砲刀剣類所持等取締法	公務執行妨害	通貨偽造	文書偽造・有価証券偽造・支払カード電磁的記録・印章偽造
6 (8)	5 (5)	5 (8)	4 (3)	3 (3)	3 (2)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
わいせつ・わいせつ文書頒布	強盗強姦・同致死	窃品等関係	暴力行為処罰に関する法律	壳春防止法	麻薬及び向神経薬取締法	暴 行	そ の 他	計
1 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (2)	11 (19)	237 (242)

⑥退所者の帰住先（平成20年度）

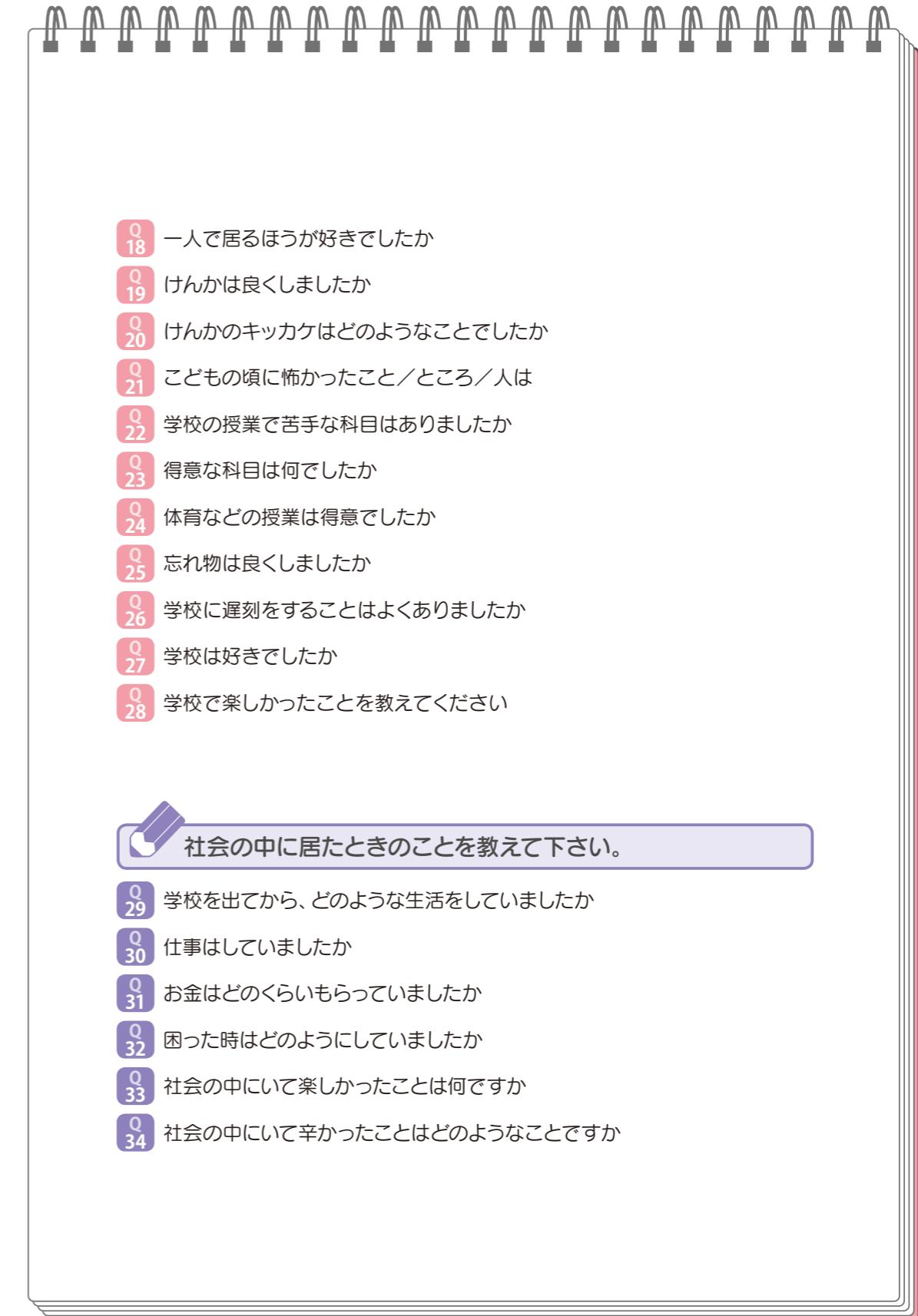
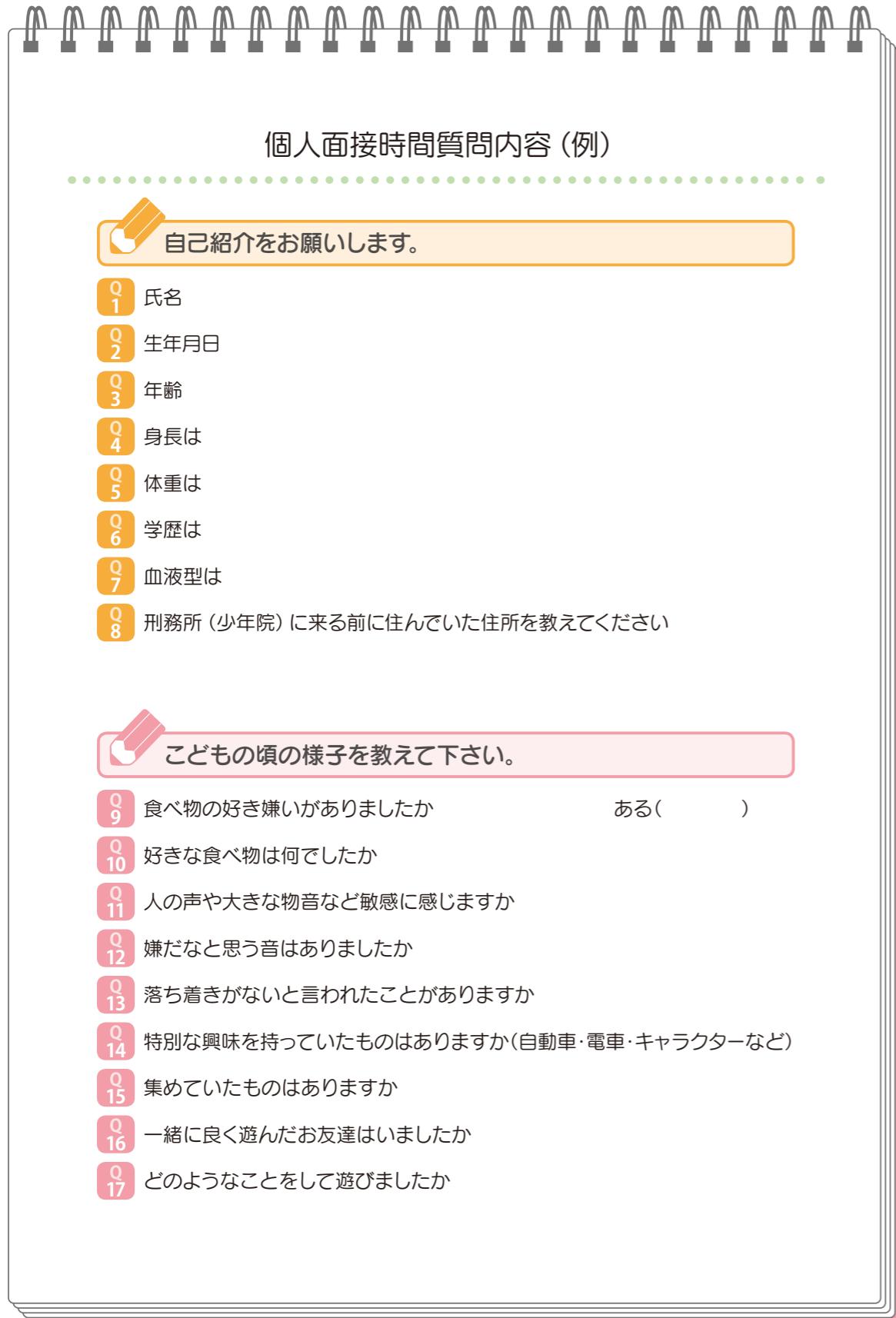
調査区分	総 数	父 母	配偶者	兄弟姉妹	その他の親族	知 人	雇 主	社会福祉施設	更生保護施設	その他の
総 数	31,680	9,765	3,292	1,858	1,252	2,461	297	77	4,141	8,537
	男	29,431	9,074	2,998	1,715	948	2,241	294	74	3,868
	女	2,249	691	294	143	304	220	3	3	273
	%	100%	30.8%	10.4%	5.9%	4.0%	7.8%	0.9%	0.2%	13.1%
満期釈放	15,792	3,377	1,234	856	564	1,478	138	28	720	7,397
	男	15,173	3,217	1,173	819	484	1,385	137	27	683
	女	619	160	61	37	80	93	1	1	37
	%	100%	21.4%	7.8%	5.4%	3.6%	9.4%	0.9%	0.2%	4.6%
仮釈放	15,840	6,388	2,058	1,002	688	983	159	49	3,421	1,092
	男	14,215	5,857	1,825	896	464	856	157	47	3,185
	女	1,625	531	233	106	224	127	2	2	236
	%	100%	40.3%	13.0%	6.3%	4.3%	6.2%	1.0%	0.3%	21.6%
その他	48	-	-	-	-	-	-	-	-	48
	男	43	-	-	-	-	-	-	-	43
	女	5	-	-	-	-	-	-	-	5
	%	100%	-	-	-	-	-	-	-	100.0%

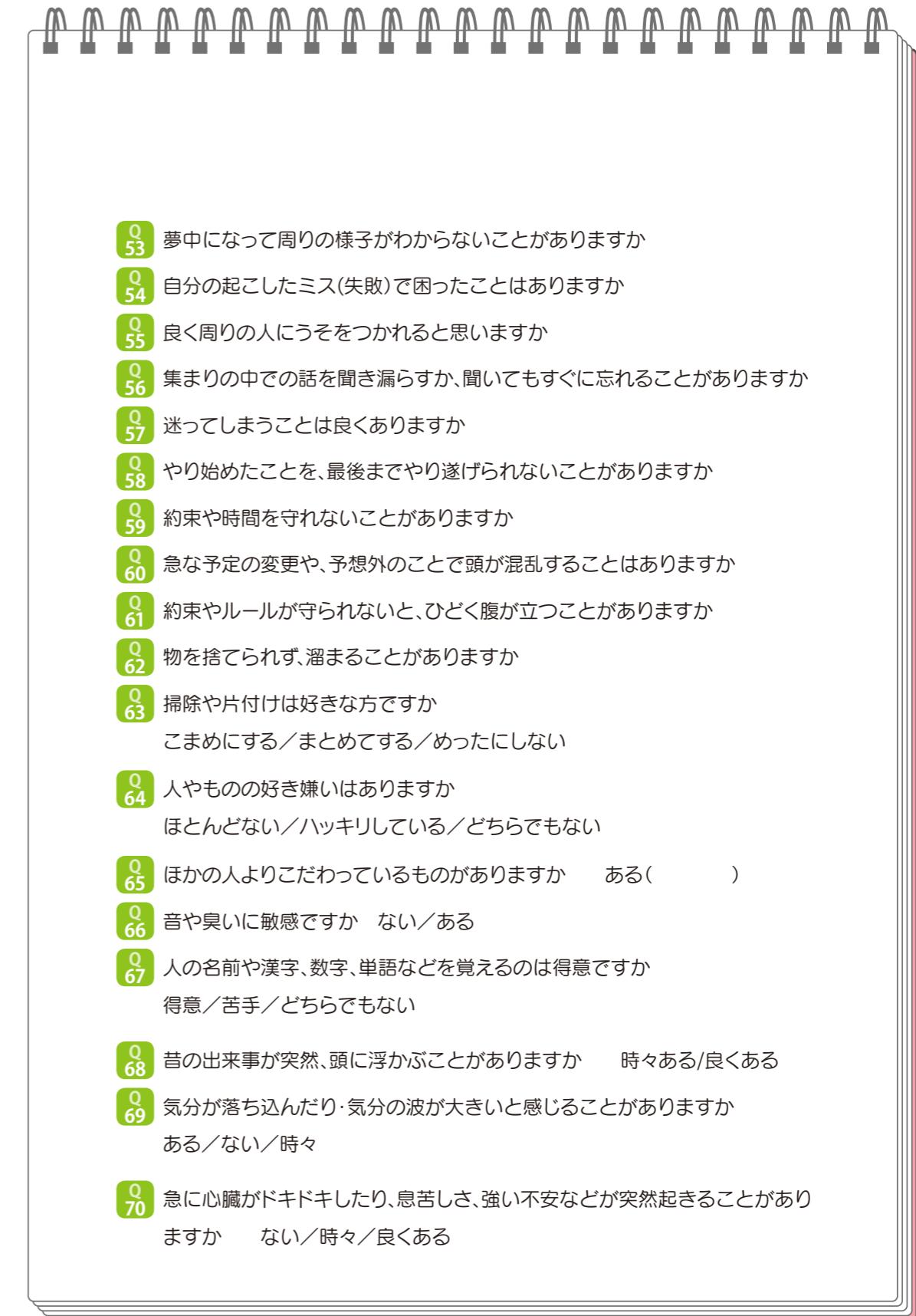
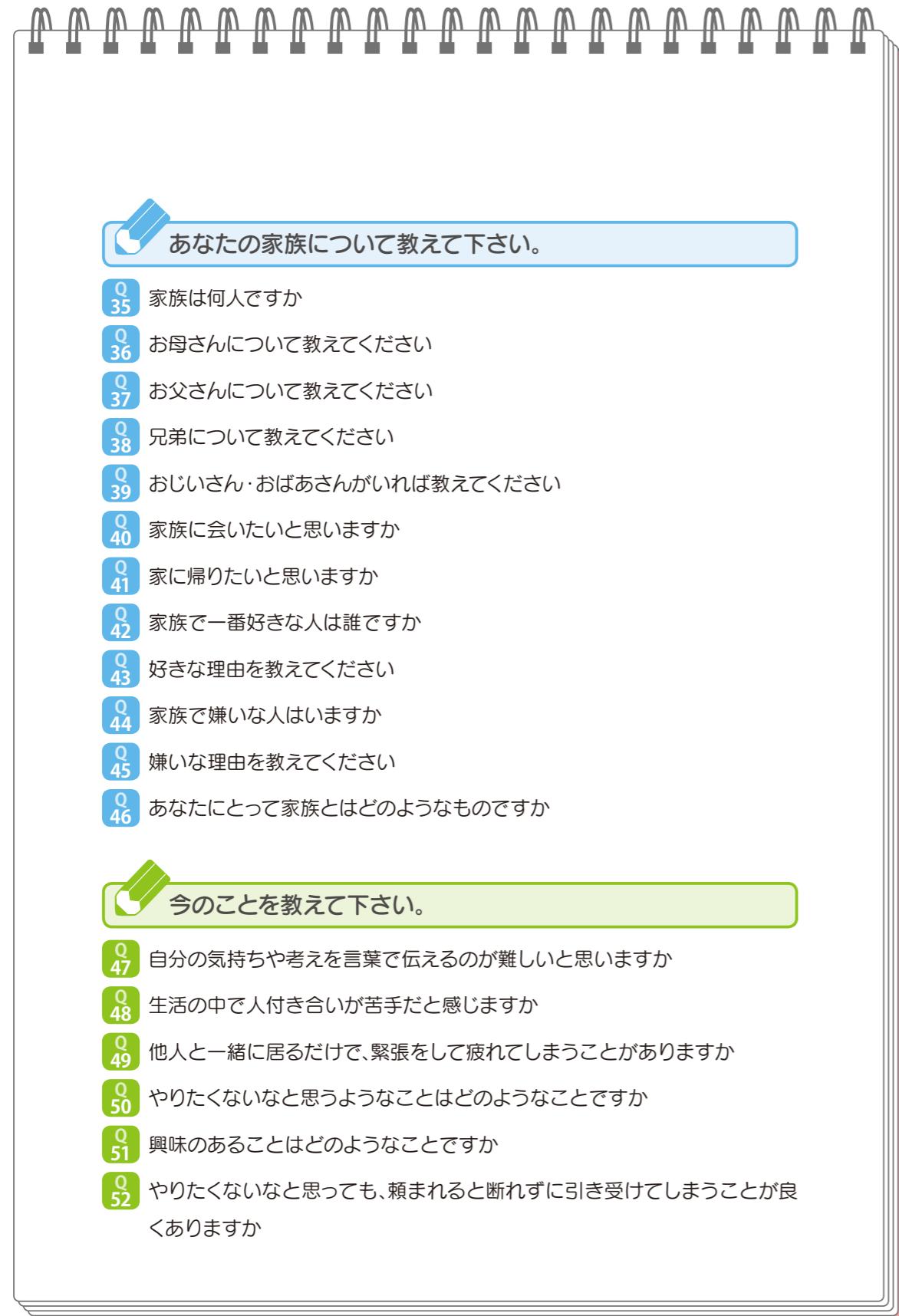
⑤新受刑者の主な犯罪別の知能指数（平成20年度）

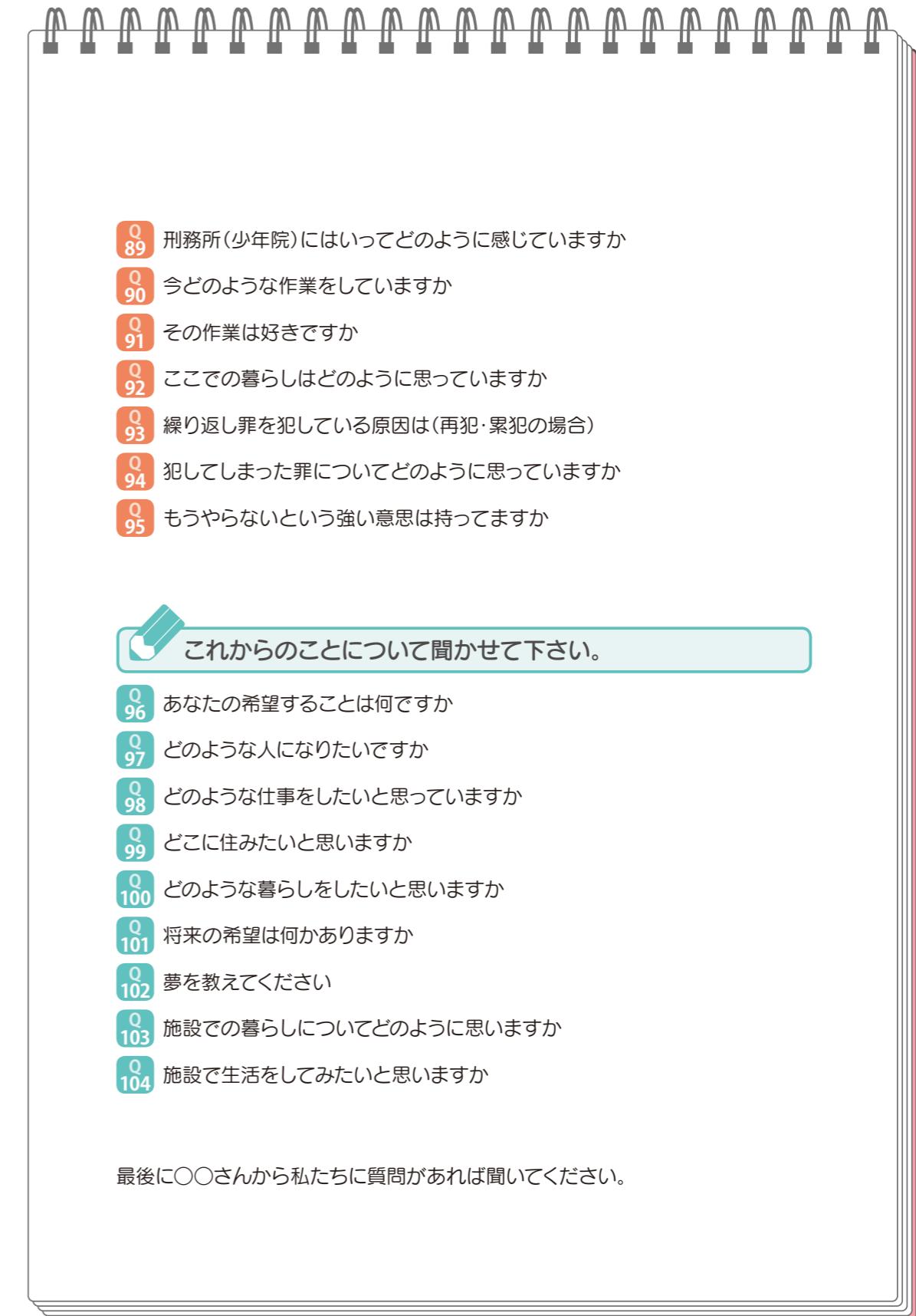
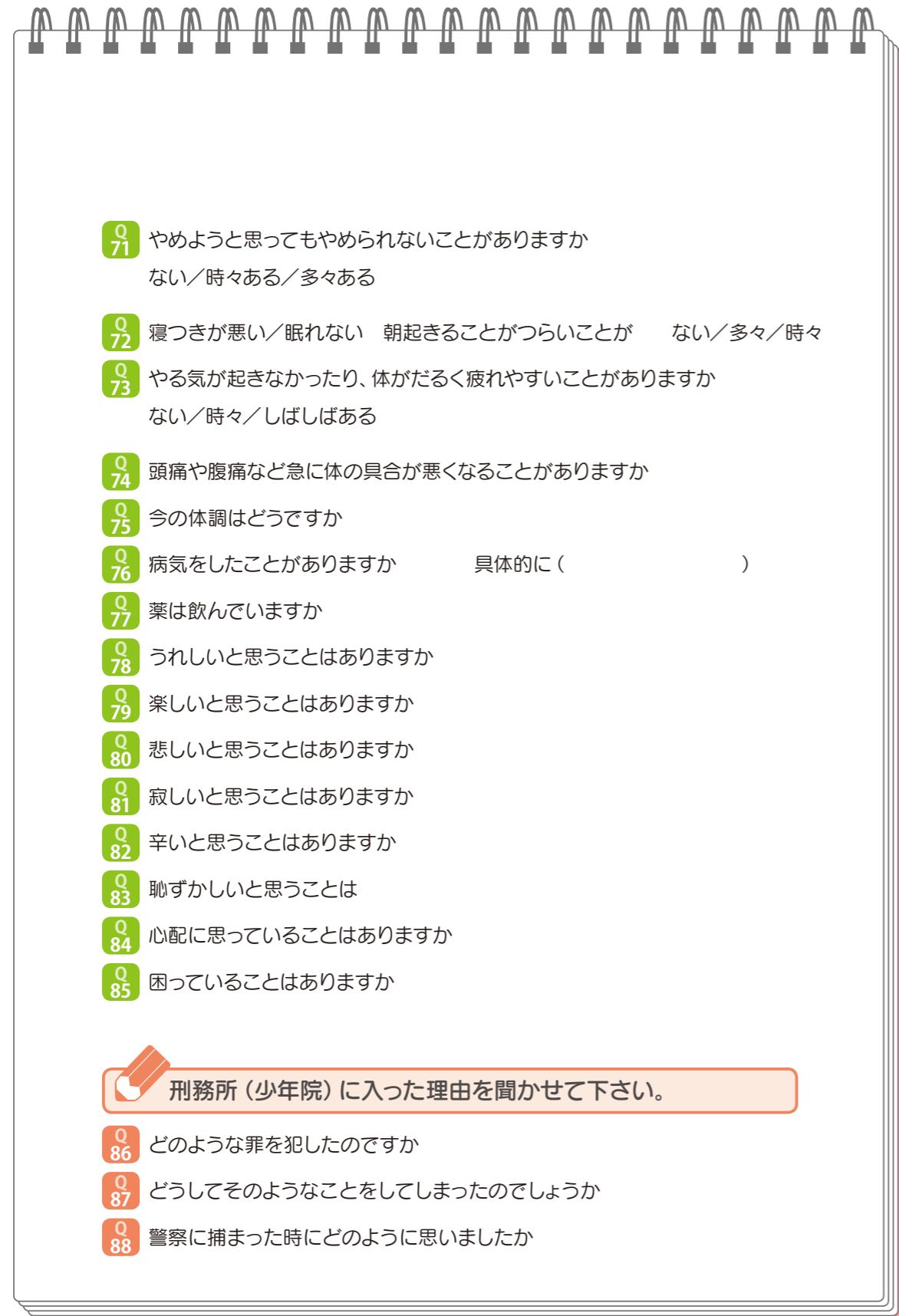
調査区分	総 数	49以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～109	110～119	120以上	テス ト不 能
窃 盗	9,258	662	786	1,437	2,132	1,966	1,281	419	89	20	466
覚せい剤取締法	6,233	65	160	601	1,508	1,835	1,324	417	62	13	248
詐 欺	2,300	124	158	316	513	532	388	172	25	2	70
道路交通法	1,745	68	105	245	409	456	266	87	10	-	99
傷 害	1,329	27	85	156	302	379	239	79	12	3	47
恐 喝	603	10	24	78	139	181	116	27	3	2	23
強盗致死傷	514	10	16	51	120	110	107	49	5	-	46
強 盗	482	17	25	60	106	116	90	35	4	-	29
殺 人	467	20	39	50	115	107	63	26	7	-	40
横領・背任	459	45	33	66	101	95	69	20	7	-	23
強姦・同致死傷	446	7	11	31	86	99	119	49	13	2	29
住居侵入	429	21	40	77	106	76	59	23	3	1	23
強制わいせつ・同致死傷	392	10	15	45	87	87	73	48	7	-	20
文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁的記録関係・印章偽造	289	2	6	26	71	72	74	22	4	1	11
放 火	238	23	21	37	55	34	33	13	3	-	19
暴力行為等処罰に関する法律	229	13	22	36	48	60	33	7	1	1	8
業務上過失致死傷	200	5	9	14	46	61	43	6	-	-	16
暴 行	189	13	17	30	38	54	21	7	-	-	9
鉄砲刀剣類所持等取締法	188	7	20	30	51	42	24	8	1	-	5
出入国管理及び難民認定法	171	4	11	14	46	19	7	3	4	3	60
傷害致死	165	2	11	20	29	38	34	20	1	-	10

	総数(%)	男(%)	女(%)
満期釈放	49.85%	51.55%	27.52%
仮釈放	50.00%	48.30%	72.25%
計	99.85%	99.85%	99.78%

3.矯正施設での面会の質問項目事例







4.合同支援会議報告書様式

○.○個別支援計画について

日 時	平成〇〇年〇月〇〇日(〇) ~
会 場	〇〇刑務所
出席者	矯 正 〇〇刑務所 更生保護 〇〇保護観察所 行 政 〇〇県〇〇市 施 設 国立のぞみの園
氏 名	〇.〇
生年月日(年齢)	昭和〇〇年〇月〇〇日(〇〇才) 男 · 女
本 籍 地	〇〇県〇〇市
現 住 所	〇〇刑務所
本 件 犯 罪 (非行名)	
期 間 満 了 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇月〇〇日〇〇釈放予定)
家族構成・生育歴 身上状況等	別紙 アセスメント資料のとおり
刑務所等での本人へ の処遇留意点	① 本件に至った要因についての想定 ② 刑務所等での生活・処遇から今後留意すべき事項
支援目標(主訴)	・ 地域での自立した生活
本人の福祉サービス 及び施設利用の同意	
本人の心のよりどころ	今後人生を歩んでいく中で、本人が現在最も信頼し、心の支えとなっている人物は存在しないか。
施設の入所利用を必要 とする理由	例 ① 帰住予定地もなく、所持金も少ないとから刑務所を満期出所後直後に何らかの罪を犯す可能性が極めて高く、福祉サービスの活用により、一時的に生活の場を確保し、自立の場に向けての支援を必要としている。 ② 出身地において施設等も受け入れを拒否している。

施設での支援方針	目 的	例 ① 地域生活に向けての自立心と労働意欲を高めるため、一般社会生活体験と就業体験を実施する。 ② 在籍中に障害福祉サービスの受給手續、所得保障を整える。(地域移行時期までにある程度預貯金を貯める。) ③ 地域生活移行後の生活基盤(衣食住、就労、支援団体を確保する)を行う。
	期 間	例 ① 自立意欲も高く、就労の意識も高いと考えられるので、短期間で、地元県内への地域移行を目指す。 (国立のぞみの園として2年間以内利用の有期限・有目的の特別枠入所利用対象者とする)
	精神的支え	例 ① 本人の心のよりどころとなるよう担当者が支援する。 ② 本人の生活の目標を明確にする。
	生活支援	例 ① 居住寮は固定せず、生活寮、職員宿舎、施設外体験訓練ホームを状況にあわせて検討する。 当面(1週間から1か月は夜勤体制の生活寮で生活する。) ② 本人への遵守事項・禁止事項を設定し、受刑中に遵守の確認をとる。 ③ 週1回程度の臨床心理士によるカウンセリングを行う。 ④ 余暇支援(将来に対する夢や希望、休日の過ごし方)
日中支援	例	① 就労移行支援事業を行うことで、就労意欲、体力・集中力等の能力の確認を行う。 ② 就労移行支援事業を提供することで、地域移行後のB型就労継続支援事業の対象とする。
	地域移行	例 ① 地域移行課は、入所当初より、原則として、地元県内の事業所に対して地域生活への移行とその後の支援を要請する。 ② 住まいはグループホーム又はケアホーム、就労は一般就労、A型又はB型就労継続支援を模索し、収入の確保を進める。 ③ 地域移行後の地域としての支援体制の確保を地元事業所・福祉と連携して確保する。 ④ のぞみの園は地域移行後もレスパイト施設として緊急時の受け入れ・支援は行う。

	項目	対応
福祉サービスの受給 (○○市福祉との協議事項)	① 療育手帳	
	② 障害サービス受給申請 (訓練等給付で就労移行支援事業の対象とし、通所不可として夜間支援も受ける(入所))	
	③ 年金の受給申請 (一旦生活保護とし、地域移行に向けて障害基礎年金の申請も視野に入れる)	入所後に調整する。 当面生活保護利用予定
	④ 健康保険	
	⑤ 施設利用契約	
	⑥ 当面の小遣い(被服・消耗品費)	
	⑦ 地域移行先の確保	地域移行課を中心として、地元県内事業所への調整 *のぞみの園としても関係機関への要請活動を進めている。
援護の実施者の支援方針		
その他	① 本人の同意書の締結	



研究検討委員会委員名簿

研究検討委員会委員名簿



研究検討委員会

座 長 小野 隆一 国立のぞみの園地域支援部長
委 員 島田 久幸 新潟県コロニーにいがた白岩の里企画相談室長代理
吉井 三夫 高崎市保健福祉部障害福祉課課長補佐
高橋 勝彦 宮城県船形コロニー総合施設長
中川 英男 滋賀県地域生活定着支援センター所長
石川 恒 知的障害者更生施設「かりいほ」施設長
松本 一美 和歌山県地域生活定着支援センター所長
関口 清美 栃木県地域生活定着支援センター所長
重吉 正文 救護施設「泉荘」荘長
村上 実 障害者支援施設「あさかあすなろ荘」施設長
渡辺 和生 障害者支援施設「八王子平和の家」施設長
三木 平子 通勤寮「矢吹しらうめ通勤寮」施設長
鈴木 康弘 地域生活支援センター「ふつとわーく」所長
下山 雄二 高崎市障害者自立支援協議会委員
森山 秀実 更生保護施設「ステップ押上」施設長
渡邊 正幸 国立のぞみの園活動支援部就労支援課長
古川 慎治 国立のぞみの園地域支援部地域移行課地域生活体験係長
事 務 局 小林 隆裕 国立のぞみの園生活支援部第2課 審査係長
瀬間 康仁 国立のぞみの園企画研究部企画研修課企画調査係長
川田 圭祐 国立のぞみの園地域支援部地域支援課支援調査係主任
研究 担当 新井 邦彦 国立のぞみの園生活支援部第2課主任
悴田 徹 国立のぞみの園生活支援部第1課主任
篠原 浩貴 国立のぞみの園生活支援部第1課生活支援員

アドバイザー

前澤 幸喜 法務省矯正局成人矯正課補佐官
等々力伸司 法務省矯正局成人矯正課事務官
白井 健二 法務省矯正局少年矯正課補佐官
池田 怜司 法務省保護局更生保護振興係長
熊坂 洋三 法務省保護局観察課係長
古田 康輔 法務省関東地方更生保護委員会主席審査官
西村 朋子 法務省関東地方更生保護委員会保護觀察官
水澤 弘行 法務省前橋保護觀察所統括保護觀察官
田島佳代子 法務省宇都宮保護觀察所統括保護觀察官
宇井総一郎 厚生労働省社会援護局総務課課長補佐
高原 伸幸 厚生労働省社会援護局障害福祉課障害福祉専門官
押切 宣裕 厚生労働省社会援護局企画課施設管理室室長補佐
三島 俊行 厚生労働省社会援護局企画課施設管理室係長
水藤 昌彦 高槻地域生活総合支援センター「ぶれいすBe」施設長

国立のぞみの園 研究スタッフ（社会生活支援センター準備室）

小野 隆一 地域支援部長
渡邊 正幸 活動支援部就労支援課長
小林 隆裕 生活支援部第2課審査係長
古川 慎治 地域支援部地域移行課地域生活体験係長
佐藤 孝之 法人事務局調査役付企画係長
小島 秀樹 地域支援部地域移行課地域移行係長
瀬間 康仁 企画研究部企画研修課企画調査係長
芝 康隆 生活支援部第1課副審査係長
新井 邦彦 生活支援部第2課主任
悴田 徹 生活支援部第1課主任
川田 圭祐 地域支援部地域支援課支援調査係主任
飯塙 浩司 地域支援部地域移行課地域生活体験係生活支援員
篠原 浩貴 生活支援部第1課生活支援員
小野はるな 生活支援部第2課生活支援員

参考文献



参考文献

■ 厚生労働科学研究

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(平成18-20年度)

研究代表者 田島良昭

■ 平成20年度 障害者自立支援調査研究プロジェクトの研究事業

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

■ 「知的障害のある犯罪加害者への対応・支援におけるフレーケワークの重要性」(2010.1.28)

水藤 昌彦(社会福祉法人 北摂杉の子会)

平成21年度 障害者保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書

発行 ● 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

発行者 ● 理事長 遠藤 浩

事務局 ● 〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2 TEL. 027-325-1501(代)

発行日 ● 平成22年3月

印刷所 ● 朝日印刷工業株式会社

